

令和元年西予市決算審査特別委員会（総務分科会）会議録

- | | | | |
|-------------|------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 1. 開催日時 | 令和元年 9月27日 | まちづくり推進課係長 | 中井 圭介 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会全員協議会室 | まちづくり推進課係長 | 往田 剛 |
| 1. 開 会 | 令和元年 9月27日
午前 8時55分 | 情報推進室係長 | 上甲 宏之 |
| 1. 閉 会 | 令和元年 9月27日
午後 4時55分 | まちづくり推進課主任 | 松田 望 |
| 1. 出席委員 | | 監理用地課長補佐 | 村上 英治 |
| 分科会長 | 佐藤 恒夫 | 監理用地課係長 | 竹内 健 |
| 委員 | 宇都宮 俊文 | 消防総務課係長 | 三好 和義 |
| 委員 | 竹崎 幸仁 | 教育総務課長補佐 | 麓 寿春 |
| 委員 | 井関 陽一 | 教育総務課係長 | 菊池 彰真 |
| 委員 | 中村 敬治 | 教育総務課係長 | 薬師寺 ふみ |
| 委員 | 二宮 一朗 | 教育総務課係長 | 池田 瑞恵 |
| 1. 欠席委員 | | 学校教育課長補佐 | 松崎 美智 |
| なし | | 学校教育課長補佐 | 井関 修三 |
| 1. 説明員 | | 三瓶学校給食センター所長 | 大中 規至 |
| 総務企画部長 | 三好 敏也 | 生涯学習課長補佐 | 宇都宮 正記 |
| 消防長 | 佐藤 克也 | 生涯学習課長補佐 | 鈴木 友三郎 |
| 教育部長 | 宇都宮 裕 | 生涯学習課係長 | 森本 裕恵 |
| 総務課長 | 山住 哲司 | スポーツ・文化課長補佐 | 浅井 裕史 |
| 危機管理課長 | 谷川 和久 | スポーツ・文化課係長 | 高木 邦宏 |
| 税務課長 | 浜田 直浩 | ギャラリーしろかわ館長 | 金丸 博文 |
| まちづくり推進課 | 一井 健二 | | |
| 監理用地課 | 小玉 浩幸 | 1. 出席議会事務局職員 | |
| 消防総務課長 | 酒井 広一 | 次長 | 山下 一彦 |
| 防災課長 | 大西 信介 | 書記 | 三好 祐介 |
| 教育総務課長 | 垣内 俊樹 | 1. 会議に付した事件 | |
| 学校教育課長 | 富永 達也 | 認定第 1号 | 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 生涯学習課 | 竹内 克之 | 認定第 3号 | 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |
| スポーツ・文化課 | 谷口 佳代 | | |
| 野村教育課長 | 岡上 昌造 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 城川教育課長 | 久保田 修 | | |
| 総務課長補佐 | 宮中 英希 | | |
| 野村総務課長補佐 | 原井川 英一 | | |
| 危機管理課長補佐 | 田中 長治 | | |
| 危機管理課係長 | 清水 宣行 | | |
| 危機管理課係長 | 兵頭 英樹 | | |
| 税務課長補佐 | 山崎 徳博 | | |
| 税務課長補佐 | 瀧川 健二 | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 池田 いずみ | | |
| まちづくり推進課長補佐 | 山下 みさと | | |
| ジオパーク推進室長 | 土居 文人 | | |
| 情報推進室長 | 林 敬次 | | |

開会 午前8時55分

○佐藤総務分科会長

開会宣言を行うとともに、挨拶を行う。

【総務企画部】

【総務課】

○佐藤総務分科会長

これより本日の会議を開きます。

まず、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務課所管分を行いたいと思います。

まず、歳入からお願いをいたします。

○山住総務課長

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして」まずは歳入の未済、不納欠損についてご報告申し上げます。

当課におきましては平成30年度の歳入におきましては、収入未済、不納欠損ともに該当がございません。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、防犯灯設置維持管理補助事業についての理事者の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは通告がございました総務課所管分の事務事業のうち、まず、防犯灯設置維持管理補助事業についてご説明をいたします。

成果報告書の106ページの上段になります。

この事業につきましては、国の防犯灯整備に対する対策要綱に基づき、夜間におけます防犯灯、事故防止を図るため、自治会等が設置をいたします防犯灯及びその電気料に対し、一定の補助を実施するものでございます。

設置補助につきましては、防犯協会を窓口といたしておきまして、防犯協会を通じて自治会が設置する防犯灯の設置、またLEDへの更新に対し補助を行っております。したがって形式的には防犯協会が行った自治会への補助金交付額に対して、市が防犯協会に補助する形式をとっております。電気料補助につきましては、自治会が設置

しました防犯灯にかかる電気料の6割相当額を補助いたしております。こちらは市から自治会へ直接補助となっております。

これまで普及推進に努めてまいりました成果もございまして、本事業が市内各自治会等へ大分浸透いたしております。防犯灯のLED化も年々進んでおり、市内におきましては年間110灯から120灯程度が蛍光灯からLEDに交換をされております。LED化に伴いまして防犯灯の長寿命化、また、電気量の削減が図られるということで自治会の負担も減少をしているところでございます。また並行しまして、市から自治会への電気料補助につきましても、平成27年度と30年度を比較いたしますと78万8000円、事業費の約8%が削減をされております。なお、平成30年度におきましては、7月豪雨災害の影響もございまして、防犯灯の移設、更新が増加いたしましたので、決算額が増額となっております。

今後におきましても防犯灯のLED化促進を中長期的に図ることで、防犯灯の維持管理の負担軽減及び電気料金の減額に努めるとともに、夜間等の防犯、事故等の防止を図り、安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

LED化になって電気料金も下がっているということですが、今私たちの地域の中でも街灯組合ってというのがあって、そこで今まで電気料金の支払いをされていた経緯があったんですけども、災害もありまして戸数も減ったということではなかなか維持ができないということで、その地域、自治体で見てくれってというふうなことになりまして、それはそれで構わないんですけども、LEDになったところ、普通のところって電気料金の目安というか、メーターはついてないと思うんですけども、どうやって決められとるんですか。

○山住総務課長

電気料につきましては、街灯は定額となっておりますので、それに基づきまして6割相当を補助するという形になります。

○井関委員

定額ということでございましたが、LEDと普通の電気料金って言ったらどのぐらいの額の差になるんですか。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時03分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時03分)

○山住総務課長

今ほどの井関委員の質問につきましては、また改めまして、資料をご提出させていただきたいと思えます。

○井関委員

LEDにする場合の交換料金というか、どのぐらい経費がかかるかもわかれば一緒に教えてほしいと思うんで、あとの資料で構いませんので、よろしくをお願いします。

○佐藤総務分科会長

では、あとの資料でお願いをいたします。

○中村委員

集落の中では、防犯灯がほとんどだと思いますけれども、道路を照明するような形で防犯灯も電柱に架設されておりますし、街路灯というのも当然あると思うんですよね。市として、これは街路灯ですよ、これは防犯灯ですよというような仕分けはどのような基準でされておるんですか。

○山住総務課長

総務課で所管をしております補助の対象となる防犯灯なんですけど、あくまでも自治会と場合によってはそういった団体の部分もあるんですけども、そこで設置をしたものについては、こちらの補助対象になっておりますが、直接市が設置したものであるとか、また個人でつけられたものはその対象にはなっておりません。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次、野村支所庁舎建設事業について、理事者の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは続きまして、122ページの野村支所庁舎建設事業につきまして説明させていただきます。

野村支所庁舎建設事業でございますが、平成27年度から庁内の検討会を経て、28年度に支所改築検討委員会の答申を受けました。これに基づきまして同年に基本計画を策定いたしましたところでございます。29年度に新庁舎の基本設計及び実施設計、また公会堂及び図書館の解体設計、地質調査を行いまして、平成30年度においては前年度から繰り越しをしておりました庁舎設計委託業務のうち、実施設計並びに新支所建設地に現在建っております野村公会堂及び旧野村図書館の解体撤去工事を予定いたしておりました。

しかしながら、ご案内のとおり7月豪雨災害によりまして事業を2年間延長するということになりまして、解体撤去工事は実施をせず、実施設計につきましても8月末完了予定でございましたが、期間を延期いたしまして設計業者、各関係機関とも協議の上、平成31年3月に完了ということといたしております。

今後につきましては、令和2年度に野村公会堂等の解体撤去工事、令和3年度に新野村支所の本体工事を実施し、令和4年度内の業務開始を目指しているところでございます。また、令和4年度以降におきまして、現庁舎の解体、引き続いて周辺整備を行う予定といたしております。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今度新しくする庁舎の位置が今回の水害を受けて、土地が低いんじゃないかという話を聞いたことあるんですけども、かさ上げをされる予定があるのか。もしされるんやったらどのぐらいなのか教えていただきたいなと思えます。

○山住総務課長

この件につきましては野村支所総務課からご答弁させていただきます。

○原井川野村支所総務課長補佐

愛媛県が浸水想定区域を指定して、そのあと、野村地区の洪水ハザードマップを西予市が設置したところでございますが、それによりまして新支所用地につきましても、想定最大48時間811ミリという雨が降った場合ということですが、0.5から3メートル未満の浸水予定区域というふうになっております。

市民の方からもいろいろご意見がありまして、支所も何らかの対策をするというようなことで、市政懇談会の場合でも答弁をさせてもらっておりますが、まちづくり復興ワークショップなども今開催しておりますが、そこら辺の市民の意見を取りまとめて、具体的には今からですが、何らかの対応を考える必要があるのかなというふうに考えております。

○二宮委員

例えば、支所だけかさ上げするとしたら周辺は低いままですよ。そういうところのバランスというのが大事じゃないかなと思いますんで、自分だけよければではないような設計でしっかりお願いしたいなと思います。

○山住総務課長

そのあたりも含めまして、復興まちづくりのワークショップ、また市民の皆様のご意見をいただきながら、設計を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時11分)

【危機管理課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時14分)

次に、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」危機管理課所管分について議題といたします。

自主防災組織活動育成補助金事業についての説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算認定について」危機管理課所管

分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順にご説明をさせていただきます。

決算書は243ページから246ページ、成果報告書は102ページから103ページをごらんください。

まず、先ほど分科会長からありました成果報告書は102ページ、自主防災組織活動育成補助事業についてでございます。

この事業は、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が行う防災活動に対し補助金を交付することにより、地域防災体制の確立と市民の防災意識の向上を図ることを目的とした市単独の補助事業でございます。

事業内容につきましては、緊急避難場所となる施設や避難路の整備に対して補助を行う防災拠点整備事業と防災資機材の購入や防災訓練、防災学習会の実施に対して補助を行う防災活動支援事業がございます。補助額につきましては、総事業費の3分の2以内の額とし、上限額は20万円とさせていただきます。ただし、防災活動支援事業につきましては、自主防災組織の規模、対象世帯数に応じて上限額を設定させていただきます。平成30年度は31組織から交付申請があり418万8000円を交付いたしております。

今後、昨年の豪雨災害を受けて、地域、市民の皆様への防災意識が非常に高まっていることから、それぞれの地域に応じた組織活動のきめ細かな支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

訓練の実施なんですけれども、平成29年度実施が40で、昨年度が25ということで数が減ってきているんですが、68ある組織の中でなかなか全部に一斉にやれというのは難しいことなのかもしれませんが、この上にも書いてありますように形骸化しているんじゃないかなという組織がかなり出てきていると思うんですけれども、今回7月7日のときに、野村地区の上野地区において、大々的な訓練をされたんですけれども、本当にこれすごいなと思って私も感心して見ておったわけなんですけど、

そういうことを今後どんどん進めていかなければならないと思うんですが、未実施地区に対する訓練の指導というか、こうやりなさいよとかいう策というかそういうのは何か考えられておりますか。

○谷川危機管理課長

おっしゃられますとおり、これまでずっと継続して訓練に努めていただいた地区、それから新たに昨年の災害を受けて訓練を実施した地区、さまざまございます。いまだに訓練等に結びついていないところもありますが、傾向として、今度の日曜日にも三瓶で津布理地区を中心に合同で、自主防災での枠を超えて訓練を実施している。昨年も宇和の神野久地区で、大きな地区の単位で訓練に参加していただくというような形をとられるところもございます。

また、やられてないところに関しましては、どのような形で実施をしたらいいのかっていうのがまだわからない状態だと思いますので、まずは出前講座等、防災に関するお話からさせていただきながら、それから今晚もまたあるんですけれども城川には、県が入って、孤立集落対策のワークショップを、本日で3回目になろうかと思うんですけれども、行っていただいたり、愛媛大学のご協力を得て、明浜地区とか、野村のほうにも行っていただいております。そういった各機関とも連携しながら、まずはその防災について、どのように考えていくかということから話を始めさせていただいて、訓練に結びつけていけたらいいのかなというふうに思っております。

○井関委員

今野村の中でもワークショップやっておりますが、これ本当に意識づけにはいいことじゃないかなと思うんで、できればメンバーを変えながら継続して行っていただけたらと思っておりますがその辺はどうですか。

○谷川危機管理課長

野村のこれまで行ってきたワークショップも、各地区の代表の方を中心にして行ってきましたので、これで十分とは当然思っておりません。できましたら前回のワークショップの最後に私からちよっと投げかけさせていただきましたけど、各地区単位で入らせていただく機会をいただきましたら、そういった機会をとらえて、もう少し深いところまで啓発が行われたらいいのかなというふう

に考えておりますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思っております。

一般質問の答弁させていただきましたけど、できましたら地区防災計画という形で、住民の皆さんが考えていただいた計画づくりを全ての地区で行えたらいいというふうに考えております。

○中村委員

自主防災組織のいろいろ内容を充実させるために資機材などを購入されておる、それらの補助をされておるんだらうと思うんですけれども、これについては地域づくり交付金の手上げ以外の基礎部分の予算も充当されて、資機材の整備をされておると思いますが、その地域づくり交付金を流用するというか、そういうことはかなり自由度の高いもんだらうと思いますけれども、他の地域づくり交付金をされておる所管課との市の内部での調整はどういうようになっておるんですか。

○谷川危機管理課長

中村委員がご指摘のように3分の2の当課からの補助と、残りは地域づくり交付金を活用してという形も大分増えてまいりました。地域づくりの所管のまちづくり推進課ともそういう運用についてのお話をさせていただいてますし、地域づくりが防災につながる部分も大きいというふうに当課も考えておりますので、現在、手上げ方ででも防災活動に取り組むという組織がかなり増えてまいりました。

ですので防災から見ても、防災力が高まるということは地域力も高まるという観点としてとらえておりますので、ぜひそういう活用も今後行っていただきたいと思っておりますし、そういう活動をしておるところは、また関係課とも連携をして支えて、支援を行っていききたいというふうに考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○竹崎委員

実績評価のところ、横ばいだとか、いまいちかなって感じが率直にするわけです。

私たちは海のそばなんですけど、町内見渡しても、意識の高いところと低いところかなり差があります。特に東地区の中心部では、自治会長によって違いがある。ましてやその自治会長そのものも1年交代がほとんどなんです。ですので、その年はよくっても、その次になった人になるとまた

意識がガクッと下がったり、すごく波があるので、万一に備えたという自主防災中心に働きかける、これ絶対大事だと思います。どうしても避けて通れない、この自主防災の意識を高めて、具体的実践に結びつけること絶対必要です。

ただそのときに、年によって温度差が出てくるので、そこへの呼びかけ、1回あそこはやったでなくって、実際に避難をやってみるって言っても参加率が非常に低い。やはりこのあたりの市としての呼びかけや指導、具体的にどのようにされとるかっていうこと。私ども海のそばの人間からして、不安な点が多々あります。

そこを東日本のときでも、それを継続してやっているところは死者ゼロってところあるじゃないですか。逆に表現は不適切ですが、何十年も経っているからもういいやっていうところが意外と被害が大きかったわけですから、その辺を意識して呼びかけることと実践してもらうことと、そのところにどうも大きな溝があって仕方ないと感じます。その辺のところどう工夫改善されているのか、その方向性も教えていただいたらと思います。

○谷川危機管理課長

おっしゃられるとおり地域間の温度差というところの一番大きな要因っていうのは自主防災組織をつくった折のリーダー的な存在の会長職が、自治会長、区長を中心として、早ければ1年で交代されるというところで、やられたことを引き継ぎがされてなかったりというところがこれまでありました。

愛媛県でも力を入れられております防災士の養成事業で、西予市でも200人を超える防災士が誕生しました。この一つの目的としては、地域防災リーダーとしての力を発揮していただくということを目的としております。西予市では、そういった防災士の情報共有とかという場を設けるために西予市防災士連絡協議会を今つくって、防災士ができるだけ自分たちで活動という方向で今持っていらっています。

三瓶でも先ほど言いました、今度日曜日にあります、三瓶の3区、4区、7区の合同の津波避難訓練の計画立案も、防災士の方々が中心となって、区へ呼びかけをして、実施を行うように進めておるといふふうに聞いております。

こういった活動をまず広げていくということが大事かなというふうに思います。やはり区長と別

でまたリーダーがという話もありますけれども、それはそれぞれの地域の考え方がありますので、自主防災組織のトップに必ずしも防災士の方がリーダーとしてということまでは求めていかなくてもいいと思うんですけれども、地域の中でそういう防災に関して先頭に立って、あるいは、区長に対して、防災に関してはフォローをしていただくような形になっていくのが理想的なのかと思っております。そのために、連絡協議会のますますの育成というところにも力を入れて、地域防災リーダーを育成していくというところに力を入れていきたいというふうに考えております。

○竹崎委員

今言っていたことは確かに大きいと本当思います。今の関連でもう一度質問したいのは、私は自治会長におんぶにだっこではなくって、今おっしゃっていた防災士等連絡協議会、こういった形で、例えば、三瓶だけに限らず、西予市内で、そういった自治会長に任ずとはまた別問題で、そういった地域のリーダーとして、防災は区長が変わろうがリーダーは変わらないというふうに取り組んでいる実例がありましたら教えてください。

○谷川危機管理課長

全体として取り組まれておるところでいきますと明浜地区は、全体的にも自治会と自主防災組織、自主防災クラブという活動歴も長いんですけども、かなりの活動の実績がございますけれども、という形で分かれて、例えば、今度10月にありますが俵津地区などは、自治会の組織とまたちよっと横並びで地震津波対策委員会というような形をとられて、自主防災クラブの会長を中心に訓練の計画とか、それから資機材の整備の計画とかっていうふうなところを立てられたりっていう形をとられております。

三瓶でも恐らく周木とか、下泊地区は、自治会長と別で自主防災会のトップの方をつけていただいて、回していただいとるとか、だんだん各地区においてそういう形をとられていくところが増えているというふうに思います。この程度でございますけど、以上とさせていただきます。

○竹崎委員

68の組織があるって明記されているじゃないですか。その中で今言った自主防災組織としての、実際に区長と対立することはないんですが、協働

してやられとるように見えておりますけども、その中でも自主防災組織としてキチッと機能しているところは幾らぐらいあるかはつかまれてないですか。

○谷川危機管理課長

正式なところまでは数字としては把握しておりませんが、そういった形をとられている組織が増えているということは事実でございます。ただ、まだ半数とか、そういったような水準までにはいってないというふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたように、そこらはもう少し地域に応じて形はあると思うんですけども、一番は組織がどのようにして上手く回っていくか、そもそもまだ私どもが出前講座等に出向いていけない地域とかもございまして、なので、先行事例として、関係機関とかと協働して、今取り組んでいるところで、地区防災計画等の事例をつくって、そういったものを広めていきたいというふうに思っています。

自主防災組織も年に一度連絡会を開いております。ことしも10月中ぐらいには開く予定なんですけど、そういった形でそういう事例を共有していただく場もつくっていただけるといいと思います。

それと、現在は防災士連絡協議会のメンバーの方も中心に連絡会にもオブザーバーとしてご案内をさせていただいて、自主防災組織の会長の方と、そういう防災士とのつなぎの場も、できるだけつくっていただけるような形をとらせていただいているという現状でございます。

○二宮委員

昨年の大災害を受けて、本当にここの危機管理課が取り組んでおられる自主防災組織というのが、どういうふうに効果として発揮されたのかというところが一番興味というか、気になっところなんですけれども、この成果の中にそういうのがなかったんですけども、私も災害のあと1週間ほど野村にずっとおまして、本当に消防団中心に、野村の地域力というか、地域性というところで、本当に早い復旧・復興の作業を目の当たりにしたんですけども、野村だけじゃなくて、明浜でも、宇和でも、豪雨災害はあったわけで、それを受けて、それぞれの自主防災がどのような活動をして効果があったのかというのは精査をされたのか、検証されたのかということと、今後、それを課としてどういうふうに生かしていくのか

という方針はどうかのかなというのをお聞きしたいなと思います。

○谷川危機管理課長

去年の災害を受けて、現在組織体制のあり方等も含めて検証という形はとっておりませんが、今、その当時の災害の行政側の対応状況も含めて、検討会を開いて行っているところです。間もなく検討報告書というふうに取りまとめをして公表できるような形になろうかと思っておりますけれども、きめ細やかな検証ができるとかということはあるんですけども、その検討委員会の中でもそれぞれの地域の自主防災組織の当時の活動、特に孤立をされた地区においては、自主防災組織による炊き出しとか、要配慮者の支援とかが行われたという事実等もございまして。

野村地区に関しても、大変大きな被害で、そういった組織としての動きができませんでしたけれども、消防団の方を中心に、それぞれの住民の方が協働し合って対応していただいたということもございまして、十分な検証にはちょっと時間がかかって、それぞれの組織単位で、明間でも女性防火クラブの方にお話をお伺いしたり、その当時の市の対応の問題点とかもお聞きしたりしておりますので、そういったものは今後の災害対応に生かしていきたいというふうには考えております。

○二宮委員

まだ1年なんで、すぐにどうのこうのというのができると思ってないんですけども、将来予想されております南海トラフ地震等考えたりしたときに、それぞれの自主防災の動き、今回の野村のように、広域というか、野村町全体の被害の場合の動き、いろいろ違うと思うんですよね。

だから、そういうところがしっかり検証されていないと、今後の南海トラフの地震に対して、今しよることが役に立つのっていう、疑心暗鬼じゃないですけども、そういうことにもなりかねないと、例えば、1年前の豪雨のときの朝、うちの地域はというと消防団しか動いていない、過去のまんまなんですよね。だから組織として全く機能してなかったという動きがありますんで、そういうところは1年前の野村を中心とした被害、それからの復興をしっかり今後の危機管理の自主防災の育成事業に生かしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願ひします。

○谷川危機管理課長

大きく被災し現在避難指示を継続している岩木地区、今の菊池議長がちょうど当時、自主防災会の代表だったと思うんですけど、そういった形で活動されたというお話もあります。先ほど言いましたように、今後、開催を予定しております連絡会とかではそういった事例を、この間の野村のワークショップのときにも上野の取り組みについて発表してもらったりしたんですけれども、そういったような形で事例とかもほかの組織にも紹介をして、活動の幅を広げていただくような取り組みは継続して行っていきたいと思っております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事項、防災行政無線デジタル整備事業についての説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは成果報告書103ページになります。

防災行政無線デジタル整備事業についてご説明をさせていただきます。

この事業は、災害時において迅速かつ確実に情報伝達する手段として重要な役割を担っております同報系防災行政無線の老朽化等に伴い、電波法関係審査基準に基づき、アナログ方式からデジタル方式への再整備を実施するものでございます。平成30年度は29年度からの繰越事業となっております明浜・三瓶地区の整備工事において、戸別受信機の配備、明浜・三瓶地区のアナログ設備の撤去を実施しております。なお、平成30年度当初予算に計上しておりました城川地区の整備工事につきましては、業者契約後、平成30年7月豪雨の影響により、工事進捗に影響が出たため、令和元年度に繰り越しをさせていただき、本年9月末に完工となる予定となっております。

今後につきましては、最終になる宇和地区の整備工事が完了することを進め、早期の全地区デジタル化に向けた取り組みを進めるとともに、戸別受信機の設置率につきましても100%を目指して、啓発等を継続して実施したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

デジタル無線については、私三瓶地区なんですけど、率直に言いますが、当初の評判が非常に悪くて、アンテナを積んだ車が町内を走って検査をしていく、これは間違いありません。ただそんな中で、支所に最も近い私の家でさえ電波が入らなかったんです。それで、家に穴あけるの嫌やなど思いながら、誰かがやりにゃ近所の人はやってくれんだろうということで、ついにこの穴あけて、アンテナを建てたら、やっとこさ一番支所側の角っこのところで電波が入りました。この状況であるから私ところからもっと奥へ入ったところ、1区とか、揚と朴とか、地域あたりは、より無理だと。このときに一応提言はしたんですけども例えば、我々の地域でいうと、東地区でいうとトロッコ山って言う、サイレン山とも言うんですが、ちょうど昔無線局のあった直ぐ上です。なぜあそこへ建てて、全部がリカバリーできるようにしないんだろうかっていうのは、率直に思いました。ところが予算は通っているし、今になってやり直すのは大変なことなんですよ。穴あけて我が家も何とかということ協力はしたつもりです。

ですので今、完了率60%ですか。平成29年も30年も60%。そして、無線カバーエリアが49%とかいう数値が低いじゃないですか。このあたり、何とかしてないといざというときの深夜だとか、視察行った北海道の厚真町も確か深夜3時やったと思います。それでも皆寝ている間に、ゴソッと流されてしまっているわけです。ですので、そういった非常の大雨のときだったら窓閉めたら、放送聞こえませんかそれしか頼れないんです。台風とかで雨戸を閉めたときには、放送聞こえませんか。ですから、室内にあったらいいよということを私は出会う度声を大にして言っているんですがなかなか普及できません。そのあたり、いろんな苦勞はあるでしょうけどこれはぜひ広げてもらいたい。そのための方策をどのように考えておられますか。

○谷川危機管理課長

ご指摘のとおり、デジタルの電波通りに関しては非常に難しいところがございます。このカバー率に関しましては、まだ城川地区の整備と宇和地区の整備が入っておりませんので、カバー率自体

が低くなっておりますけれども、今回の城川の工事に合わせて三滝中継局が全て整備となりまして、全ての電波が今市内を通るとするというような状態で、最終的な宇和の整備を残すところというふうになっております。

さきの行政報告会で説明させていただきましたけれども、当初の電波より非常に西予市の地形上、電波の伝達にかなり苦慮した面がございまして、四国総合通信局でも配慮いただきまして電波の割り当て数も増やしていただいたという経緯もございまして。そこらの宇和の工事に最終工程に合わせて最適化を図るという意味で、宇和の今変更設計を行うということで契約をさせて、年末に向けて電波全体の状況ももう一度調査をして最適化を図りたいというふうに思っております。

なお、情報の伝達手段に関しましては、根本的には防災行政無線を主としておりますけれども、現在いろんな情報伝達手段が開発されたりもしておりますので、より多様な手段を講じて住民の皆様到的確な情報伝達ができるように研究を行っておるところでございまして。そういったところも組み合わせたいような方策を将来的には考えていきたいというふうに思っているところでございまして。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の危機管理課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。

これにより、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時44分)

【税務課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時46分)

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」税務課所管分についてを

議題といたします。

まず、歳入について、理事者の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」税務課所管分の歳入について、決算書をもとにご説明申し上げます。

決算書15ページ、16ページをお開きください。

まず、1款の市税につきましては、調定額32億3840万1123円に対しまして、収入済額31億2947万5951円、不納欠損額490万700円、収入未済額1億402万4472円となっており、収入済額におきましては、前年比5962万5181円の減収となっております。

減収の主な要因といたしましては、法人市民税におきましては510万1000円の増収となっておりますが、固定資産税におきましては、3年に一度の土地家屋の評価替えによります調定額の減によります収入額の減。また、平成30年7月豪雨災害により被災者の方々へ、固定資産税、個人市民税の減免を行ったことによるものです。

続きまして、不納欠損につきましては、地方税法第15条、第18条をもとに市税の不納欠損を行いました。内訳といたしましては、個人市民税におきましては、現年分4万1932円、滞納繰越分85万4195円、法人市民税の滞納繰越分8万6138円、固定資産税におきましては、現年分3万200円、滞納繰越分347万4436円、軽自動車税滞納繰越分41万3799円で、現年度分の合計が7万2132円、滞納繰越分の合計が482万8568円、合計の490万700円となっております。

続きまして、収入未済額、現年課税分におきましては、前年比で89万4526円の減、滞納繰越分では737万278円の増となっております。この主な理由といたしましては、現年分におきましては、減収の要因同様、固定資産税の評価替えによります調定額、収入済額の減。また、未納となっております税につきまして、年度の途中におきまして、未納のお知らせを発送するなど、滞納整理の強化によるものです。

また、滞納繰越分の未済額が増額になった理由につきましては、固定資産税におきまして、事業休止、破産手続中の大口滞納法人があるため、増額となっていることに加え、7月豪雨災害発災

後、被害家屋の認定調査や災証明書の発行、災害による減免処理事務などの災害関連事務に時間を費やしたことによります預貯金、給与、生命保険等の債権を中心とした差し押さへの滞納整理事務が例年に比べて、十分に行えなかったことによるものです。

以上、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の税務課所管分の説明を終わります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

今まで滞納されておるのを回収するに当たって、愛媛県の地方税の滞納整理機構というのがあるわけですが、市からも職員派遣されておると思いますが、そこへ今まで頼んで、委託して回収したというような実績はあるんですか。

○浜田税務課長

30年度実績としましては、移管数が30件あります。お願いをした金額は845万8018円で、機構による徴収金額は547万6481円となっており、徴収率64.75%ほどの実績がございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○二宮委員

今の課長の説明の中で、固定資産税の評価替えで評価が下がって、税収減という話があったんですけども、この間、ことしもまた評価が下がっているというふうな新聞の報道があったんですけども、今後なかなか上がる余地がないこの西予市の土地の事情からいくと3年ごとの評価替えごとに、どのぐらいパーセントにしたら、固定資産税が税収になっていく見込みなのかというのがもしわかれば教えていただきたいなと思います。

○浜田税務課長

今回の30年度の評価替えの影響なんですけども、パーセントは計算してないんですけども、金額で2500万円ほどの減収となっております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○井関委員

災害による減免は、金額にしてどのぐらいの額になったんですか。

○浜田税務課長

固定資産税につきまして、減免金額が2037万900円、個人市民税におきまして826万2400円となっております。ちなみに国民健康保険税につきましても1637万8300円を30年度におきまして減免しております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の税務課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時54分)

【まちづくり推進課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時14分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」まちづくり所管分についてを議題といたします。

通告事業、姉妹市町交流事業についての理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、説明をさせていただきます。事前に通告のあった事務事業について、ご説明をいたします。

まず、主要な施策の成果報告書の94ページ、姉妹市町交流事業をごらんください。

姉妹市町交流事業についてであります。ブナが取り持つ縁によりまして始まった北海道黒松内町と旧野村町の交流をもとに、合併後も両市町の絆を深めることを目的として、小中学生や一般の方による交流を継続しております。平成5年以降でございますが、26年間にわたる交流の中で、西予市から黒松内町を訪問した方が847人、黒松内町から西予市に訪れた方が664人、合計1,511人の

方が交流をされております。

平成30年度につきましては、11月に5名の黒松内町民と職員が西予市に来られまして、乙亥大相撲観戦のほか、市内での交流を行いました。12月には42名の中学生と引率者を受け入れまして、7月豪雨で被災された野村町の農家や乙亥会館などで、ボランティア作業を行っていただきました。昼食時には野村町内の高校生などによる炊き出しが行われ交流を深めたところでございます。また2月には、西予市内の5名の小学生と引率者2名が黒松内町を訪問しまして、雪遊びやスキー体験などを通じて交流を深めております。

今後も児童や市民の参加によります交流を年2回程度実施することとしております。なお、57万5000円の不用額が生じておりますが、うち50万3000円は、旅費等の手配が安価に抑えられたことや残りの7万2000円につきましては、食糧費や郵券料、駐車場使用料など事務的経費が不要になったことが要因でございます。

以上、説明を終わります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

野村町と黒松内町で昔から交流をさしていただいておりますが、本当にいろいろな交流をする中で、非常にいい事業だと思っております。今回総務といたしましても黒松内へ行かしていただいたんですが、その折に、ちょうど議場の中に、黒松内町さんでは西予市の市旗を掲げていただいておりますけれども、西予市ではそういうことはやっていないということと、どこかに、議場に掲げることができないのであれば、西予市の庁舎の玄関入ったところの辺で黒松内とは姉妹町なんですよってということがわかるようなことをすると、何らかの方法を考えたらいいんじゃないかなと思われましたので、ちょっとこの直接決算には関係はないんですけども、そこの辺を考えていただきたいなと思って質問させていただきました。

○一井まちづくり推進課長

貴重なご提言ありがとうございます。これまでのそのあたりの配慮が当市においてもなかったというところは反省をしております。何がしかの形で、どこへ設置するかも含めまして、設置に向

けて検討してまいりたいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかにごございませんか。

○竹崎委員

私も直接この数値には関係ないところなんですけど、先般、夏に行かしていただいたときに、ブナの施設で前回行ったときには気がつかなかったんですが、ブナのオルゴールを見てびっくりしまして、ぜひやらしてくれと一曲ずっと手を回しながらやってみたんですが、思ったほど、70歳にしても大丈夫ぐらいですから、子どもたちが体験してもすごくいいものだと感じたわけです。

つまり何が言いたいかというと、向こうがブナならこっちはヒノキでやれんかと。そのヒノキでまなびあんにでも置いたらぐっとまなびあんの集客も違ってくるだろうし、そういうせっかくの姉妹都市交流の一つのネタをいただくわけではないかもしれないけど、つながりのつながりでそういう形をさらに生かせるようにしたらということで、随行してもらったメンバーに問い合わせで、できれば調べていただきたいというお願いしたんですが、その後わかる範囲で結構ですが、お願いしたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご提言ありがとうございます。当市におきましてもヒノキが市の木となっておりますので、かなり技術的な細工がいるということで伺っております。現在黒松内町のほうで作成をされました方にどれだけの技術的なもの、期間とか費用的なもの等について、いろいろと黒松内町にもお聞きしながら、また具体的には制作者の方については伺っております。今現在、制作者の方にアポイントメントをとっているところではございますが、なかなか今現在、ご本人さんとなつながらないのでございますので、またつながりましたらその状況をお聞きして、ご提案のところあるいはその他の利活用があるのかどうか、設置目的、利活用の範囲等も含めた中で、市においてももう一度検討をしていきたいと思っておりますし、引き続き、黒松内町からの情報提供と制作者の方のアポイントメントについては、とっていきたくて考えておりますので、今しばらくお時間をちょうだいできればと思います。

なお、情報によりますと製作費は約400万ということでお伺いしております。200万円程度の原

材料、残りが技術料というお話をちょうだいしておるところでございます。今しばらくお時間をちょうだいできればと思います。

○竹崎委員

よろしく申し上げます。もし、もしものもしも、例えば図面とかやり方さえわかれば、地域にも宮大工の修業したかなの日本一になった人間もいるんで、その彼にかんな削ることも大事やが、かなの花もすごくいいことだけでも、余力を生かして、例えばこういうものがあるがやる気はないかという声かけをしようと思っているところです。ですのでせめて図面とか、そのノウハウさえ手に入れば、そういう地域の中でも力を生かしてもいいんじゃないかと思ったりするわけです。また、ぜひ情報提供をください。

○一井まちづくり推進課長

特に制作的なものにつきましては、知的財産的なところも若干あるかと思っておりますので、まずもってご本人さんにアポイントメントをとった中で、そういう市内での利活用の方法のアイデア等についてもご相談させていただいたらと思っております。

○中村委員

私も先般、黒松内町へ行かしていただいたときに、議場で市の市章も見せてもらって、その点は井関さん今言われましたので。懇親会の席で、町長や副町長いろいろおられまして、その中では、黒松内町にとって西予市は唯一の姉妹都市で、もう全て学べる場所は西予市を中心として、しっかり学んでまねできることはまねしながら取り組んでいきたいという強い意気込みとそれから期待を表明、飲みながらですけども、話があったわけです。

そういうことを考えますとね、相手は町ですのでね、それも野村町時代の縁があつての姉妹都市ですから、西予市というのは、合併してからもう16年近くなろうとしておりますのでね、こういう長野県、西予市では多分長野県の松本市の開智学校と建物の関係でこちらの開明学校と姉妹提携はされておると思いますが、松本市なんかがね、姉妹都市として、こちら市ですのでね、何とか努力して、ランクアップできないか。そしてまたここでも平成25年度には災害応援協定も黒松内町と結ばれておるということですが、北海道、それはそれでいいんですけど、余りにも遠いですよ、

行ってみましたが相当遠いですから、今こういう異常気象のことを考えますと、四国内、あるいは中国地方とぜひとも姉妹都市を縁に災害総合応援協定などを、きっかけづくりとしてそういうところに踏み込んで、取り組んでいく必要があるのではないかと。千葉県の災害見ますと、県全体が災害を受けるような状態になってきたんですよ。以前は東・中・南予で、その南予が被災するときには、中予、東予は被災しないというようなパターンで比較的小規模、地域性があつたんですけども、お互い県内で応援協定が結べておつたんですけど、県内の応援協定というのはなかなか結べないとか、結んでも効果が果たして期待できるのかなというような状況ですので、今後、市になって15年も16年もののにね、そういう姉妹都市を拡大して、連携して、いわゆるこれが共助ですよ。そういう方向性というのは、取り組む考えがあるのかないのかお尋ねしたいんです。

○一井まちづくり推進課長

ご提案のとおり現在、西予市合併後については、まだ、姉妹市町の関係で一步進んだものはございません。先ほどの松本市の関係につきましても、姉妹間という長い年月の中で継続をしております。今後、委員おっしゃられますような防災面とかも含めた幅広い交流も必要かなと思っておりますが、再度うちとしましても、早急な姉妹市町の推進というのは今現在のところは、進める目処的なものがたつてない状況ではございます。

しかしながら、お互いがウインウインというような関係になるような幅広い交流は必要だと思いますので、近隣県、国内、あるいは今現在国際交流ということもございますので、幅広い視野の中で、交流事業という姉妹市町、市市というような交流事業は進めてはまいりたいと思っております。ただ現在のところ、これはというものの計画は、今現時点ではないところではございます。気持ち的には持っております。

○二宮委員

今の中村委員のご意見と似ておるといえるのか、同じような感じなんですけれども、私もずっとこの事業を見ておまして、今回も一般財源65万2000円で、この姉妹市町交流事業というのを、毎年行政では査定されますよね。査定で予算付けるんですよ。そこでどんな意見が出るとるのかなというのが物すごく興味があるんですよ。僕らも

議員になって初めて知ったわけですけども、ブナが取り持つ縁で野村町の時代からというのは聞いたんですけども、ブナが一向に出てこないと言ったら変ですけども、この事業の中で、例えば、全国のブナを中心としたまちづくりの連携をしようとか、そういうのもあるわけでもないし、ただ毎年何人かの行き来があって、先ほど言われたような災害応援協定、あれは私も三好市長時代に一緒に行かしてもらいましたけども、本当、その意義というのをどういうふうに考えておるのかなど。今の移住定住や交流人口を増やしていくというこの時代の流れからしたら、もっともっと今中村委員が言われたような積極的に取り組む材料、こちらから仕掛ける材料というのは、ジオパークのまちで、5つの町の特徴からしたら、材料はあると思うんですよね。

今課長が考えておると言われたけど、それをやっぱり出さないと、思っても何も進まないというのが現実やないかなと思うんで、姉妹市町交流事業に取り組む意義というのをもう1回原点から考えてもらって、ただこれ野村町時代からあるからずっとしよるというだけではちょっと私は事業としては問題かなというふうに思いますんで、課長が答弁するのは難しいかもしれませんが、部長、今後の査定もまた次来ますんで。そういうところをしっかりと総務のほうで考えていただけないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○三好総務企画部長

貴重な意見をいただいたわけですが、これはご承知のとおり、旧野村町時代からブナが縁になりまして、こういった交流事業が進んでおります。

私も先般、随行ということで行かしていただきましたけれども、本当に長い歴史の中で、姉妹都市が形成されて、お互いの交流が一層より深まっておるということは強く感じた次第でございます。やはりこういった何かの縁に基づいて、こういったお互いの信頼関係がつながるというのは大変重要なものであるというふうに思っておりますが、先ほど言われました原点に立ち返ってということもございましたけれども、その点に関しましては、再考する必要もあろうかと思っておりますけれども、やはりこれは長い歴史の中で培われたものでございますので、こういったものは文化として

も大切にしていきたいかなというふうに思っております。答弁になってないかもしれませんが、以上、答弁とさせていただきます。

○二宮委員

私はこの事業やめよと言っているのでは決してございませんので。これはこれで大事なんですけども、今の時代特に移住交流とか、交流人口を増やすとかいう時代の中で、こういうことをもっと広げて、要するにジオパークで打ち出して、観光も移住定住もやろうとしている中で、同じように、そういうところをこっちからきっかけとして、姉妹都市交流を持ちかけることで、交流人口が増えたり、観光が増えたりということがあるんじゃないかということで、ちょっと中村委員が言われたのと同じような感じなんですけども、そういう思いで、もうちょっとこう発展させていただきたいという思いで、意見として申し上げたんで、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○三好総務企画部長

貴重な意見ありがとうございました。今当市におきましてもジオパーク等を推進しております。いろんな角度で検討を重ねまして移住交流促進が、一層はかれるように、今後も検討してまいりたいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時33分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時34分)

次に、通告事業、移住交流促進事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは、同じく94ページの移住交流促進事業をごらんください。

移住交流促進事業についてであります。移住コーディネーター1名を設置いたしまして、移住者の住居の確保に向けた空き家情報提供制度の登録物件の充実や7回の移住フェアへ積極的に参加したほか、東京で西予市単独移住セミナーを開催いたしました。

また、地域おこし協力隊制度を活用した西予市版田舎で働き隊は、新規に2名の方にお越しいた

だき、合計6名の方が地域づくり組織の支援を受けながら、自立定住に向けた活動を進めていただいております。

そのほか、移住体験ツアーの開催や狩浜移住交流体験住宅の活用などによりまして、年間107件の移住相談を受けまして、48人の方々が西予市に移住をしていただきました。

また、今後の持続可能な移住交流促進に向けた体制づくりのための基本構想を作成し、現在、中間支援組織の設立など、より具体的化に向けた取り組みを行っております。

今後も引き続き、空き家を利活用いたしました移住者の住居の確保を図るとともに、移住フェアへの参加や西予市版の田舎で働き隊の導入も積極的に推進し、移住のプロセスに応じた各種施策をバランスよく組み合わせながら、移住交流促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、1046万4000円の不用額が生じておりますが、負担金補助及び交付金におきまして、移住者住宅改修支援事業に申請がなく620万円、空家家財道具処分費補助金の申請件数が見込みより少なく19万5000円の不用額が生じました。

また、西予市版田舎で働き隊について新規に4名を募集いたしました。3名は応募がなかったことに伴い、報償費47万5000円と委託料72万8000円の不用額が生じております。さらに、移住体験ツアーの申し込みを9件予定していたところ、1件の申し込みであったことから、89万4000円の不用額が生じたことが主な要因でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

うちの地区、狩江地区で予想以上に移住体験に来て移住されている方出ているんで一安心しとるんですが、私いつも言っておるんですが、国の方針、例えば首都圏の移住、首都圏近辺で千葉とか山梨とか、その辺に移住するのを大体国の方針として出しているんで、それは絶対私は間違いと思います。一番に働くところがない。特に、うちの明浜のようなところであれば、車がなければ生活できない。それらを踏まえて当然応募していただ

きたいし、きれいな話ばかりしてもいけないし、それでも来てもらう人は来てくれというふうにさせていただきたいのが1点。

それからやはりこういうところで、職場がまずない。だから例えば、本当にミカンづくりしたいのか、漁業したいのか、そこら辺で、ここにも書いておりますが、トマトとか養蚕とか書いておりますが、実際に養蚕で生活ができるのか、トマトでできるのか、そこら辺も本当に現役でやられている方が最低限やられているものやってくださいというふうにしなければ、来たところで、50万、100万ぐらいの小遣いでは生活できないと思うんで、そこもきっちり説明した上でやっていただきたいのが一つ。

それからお試し住宅にしたって、例えばですが、教員住宅の空いたところを貸すとか、市営住宅の空いたところを貸すというやり方もあるんで、例えば空き家を高い金かけて改築すれば、すぐ500万、600万円かかりますんで、その辺も無駄のないやり方で、本当に現実に合って、やってよかったというやり方をさせていただかなければ、どこへ金持っていたかということになると思うんで、その辺、現在のところどうなのか。これからどんな方針でやっていかれるのか。例えば宇和町卯之町と明浜、城川にしたって全然環境が違うんで、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

移住交流促進事業でございますが、確かに委員おっしゃりますとおり、ただ憧れのところがあってもいけませんし、やっぱり現実を見ていただかなきゃならないということがございます。そういうところで今年度の取り組みといたしましては、実際移住をせられる、あるいは協力隊の方もそうなんですけれども、実際にこちらに来ていただいて、協力隊は今まではなかったんですけども、短期ではあるんですが、実際自分の希望せられるところにお越しいたごいで地域の方と触れ合ってください、地域課題はどういうものがあるということを実際目を見て、感じていただこうということの体験型の部分の取り組みの一つを加えております。

また、仕事に対しましても民間、市内の民間事業者の方、水産業があり、農業があり、あるいは公共的なものがありですけれども、1週間のサイクルの中で実際複数の業種を体験していただく

と、そういったものもつくっております。ただ移住者の希望の中では、1週間は休めないというお話もございましたので、2泊3日なりのショートバージョンの分も、いろいろメニューをつくりまして、今現在、取り組んでいるところでございます。これは引き続き、継続をしてまいりたいと思います。

また、あわせまして、やはり都心部から愛媛のほうに来られる方っていうのは、松山近郊を目指す方が多いかと思えます。今年度、逆に2段階移住ということで、松山の方々、移住をされた方々、おひとり暮らしの方々をターゲットとして、もう一つ、市内のほうに、南予のほうに、当市のほうに移住というようなPR冊子を今現在作成しております。今年度中には完成をしまして、市内のマンション、あるいはひとり暮らしが多い地域にPRをしてまいりたいと考えております。

2点目の空き家につきましては、委員ご承知のとおり、非常に空き家が多い中ではあるんですけども、登録、やはり家主さんのご意向がございまして、すぐに移住をする上での目的のターゲットになる、空き家とうまくマッチングができるのかというのが非常に苦慮しているところでございます。

市政懇談会におきましても、市の住宅、教員、公営住宅の空いたところをというようなご意見もちょうだいしておりますので、関係課と利活用をできないかという方向性について、検討調整は行って行って、少しでも移住者が住みたい地域のニーズに合うような物件を官民の中でつくっていきたくて考えております。

○宇都宮委員

ついでにもう一つですが、私たちの地域、地域を守るためにずっと私らも地元でこういうことをやってきて、もう20年以上になるんで、例えば、農業を守るために、外国人だったり、地域からの移住者でやってきて、今結構移住者も多分20人その上おと思うし、外国人も20名おります。だから地域としては、移住者に対して、全く偏見もない、地域で例えば運動会出したりとかいうこと普通にやっていますんで、その中でやはり移住、選ぶのも本当に失礼かもしれませんが、その地域に溶け込める人材を入れるのがやっぱり大事かと思うんで、私らも最初は来る者拒まんみたいなのが

あったんですが、それでは悪いほうに向かうんで、そこら辺も慎重に、本当にこの人が地元でおってくれるのか、逆に言うたら、この人は受け入れられないほうがいいかなというような面接いうたら言葉悪いかもしれませんが、それも大事かなと経験上思いますんで、本当に田舎に合った人材を来ていただくというやり方が必要ではないかなと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご提言ありがとうございます。確かに一例、協力隊の関係を見ましても、なかなか上手く最終的にマッチングできない、それぞれのご事情があるんでしょうけど、応募はいただくんですけども、上手く移住定住につながらないということもございまして。そういうところは地域との融和という、地域のほうとそれぞれ来られる方との融和というところが、肝になってくるんじゃないかなと思います。

また、先ほどご説明をさせていただきましたが、今年度、移住の協議会ということで、地域の方、民間の方を交えた組織をつくることになっております。その中で行政だけが、見るのではなくて、地域の方の視点というのも加えた、移住者との接し方をやっていきたいと思っております。その中では、アナログ的な人と人との直接的なお話の機会を持つというのが非常に今後の移住定住の効果が上がってくるものと思っておりますので、先ほど申しました体験型のツアー、2泊3日のツアーとか、そういうなんをできるだけ活用して行って、地域とのつながりをじかに感じていただく機会を増やして行って定住率を高めていくようなサポートも行政としてもやっていきたいと思っております。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

○二宮委員

移住相談が107人というご説明いただいたんですけども、まあ結構、相談あるんやなあと思っております。その中で今も課長言われましたような体験移住をされたのが何人か。市で把握しているのが何人かというのが1点と。

今お話の中に、1週間は長いので2泊3日とかいう話もありましたけども、城川の川津の体験住宅をつくるときに、1週間では長いんで2、3日も泊まれるようにしたらどうですかっていうのは何度も言ったんですけども、できないというこ

とでなんか1週間というふうに多分限定されたと思うんですが、そこも変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その点のご意見もお願いしたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

先ほどの体験ツアーの関係なんですが、平成30年度につきましては、事業を起こして間もなくということで、まだ30年度の実績としては1件ということになります。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時48分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時50分)

○一井まちづくり推進課長

ツアーは平成30年度は1件のみでございますけれども、移住体験住宅につきましては24の方が利用をいただいております。なお、城川の分の住宅につきましては地域のほうで使用されているということで、現在、その制限については地域の取り扱いになっておりますので、調査については承知してないところでございます。

○二宮委員

ということは今お試し住宅は、狩浜のだけということですよ。今後、先ほどから言われているような空き家とかをもう一度リフォームして、何か所かつくる予定があるのかどうかというのもお伺いをしたいなと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご指摘のありましたように、現在市として体験住宅を設置しておりますのが、狩江の1カ所のみとなっております。なお今後、まだ課の中の素案の段階ではございますけれども、山側のほうについても、そういう設置ができる場所についての可能性を今現在探っているところでございます。当課としましてはできるだけ拡大をしていこうという考え方ではございます。

○二宮委員

その節ですけども、先ほど言われた1週間とかじゃなくて、本当に2泊3日ぐらいでも利用できるようなそういう施設をぜひお願いしたいなと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご提言ありがとうございます。先ほども短期のニーズってところもございますので、当然その分も含めまして検討をさせていただきたいと

思っております。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

○井関委員

36件で48名の方が移住されたということで、実績、私はちょっとすごいなと思っとるんですけども。この48名が住まれているところっていうのは、どういうところに結局住宅としては住まれているんですか。

○一井まちづくり推進課長

48名につきましては、詳細な追跡情報までは、実際行っておりませんので、内容については把握をしております。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時53分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時56分)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で、質疑を終結といたします。

次に、通告事業、ジオパーク推進事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは96ページのジオパーク推進事業をごらんください。

ジオパーク推進事業についてであります。市内各地の貴重な地域資源の保全と活用を図って、教育活動を通じて市民の皆様が地域に誇りや愛着を持ち、ひいては地域振興に生かす活動を継続して推進しております。昨年度の再認定審査結果に基づいて、事業を推進することとしておりましたけれども、平成30年7月豪雨災害により多くのジオサイト等が被害を受け、市外からの来訪者数が激減いたしました。そのような中ではありますが、実施可能な範囲での事業を推進してまいりました。

具体的には、四国西予ジオパークの情報発信の強化とあわせて、全国からお寄せいただいた義援金や温かいメッセージなどへのお礼の気持ちを伝えるため、昨年度より実施しておりましたジオサイトのドローン映像とジオミュージックを組み合わせた動画に、全国からのメッセージを加えまして、松山空港や観光港などでPR活動を実施をいたしました。また、座学とフィールドワーク

を交えて、ジオパークについて学び考える講座、西予自然と暮らしのカレッジを開催いたしました。あわせてジオパークの出前講座や学校等との連携事業、イベント、ガイド養成講座等を実施いたしました。

今後、私たちの住んでいる地域がどのようにしてできたのか。また、昨年の豪雨災害を受けての経験をジオパーク活動の中で、防災や減災に生かす取り組みを加えることで、ジオパーク活動をより身近に感じていただきたく、活動を含め、ジオパークに関する各種計画に基づき継続して事業を展開してまいりたいと思います。

なお、514万3000円の不用額が生じておりますが、解説看板製作委託料270万円の繰り越し分と市単独補助事業であるジオパーク推進協議会への補助金が減少したものの、また、ジオパーク推進支援事業の申し込み件数が少なかったことが主な要因となるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

ジオサイトにおける説明なんですけれども、ジオガイドを養成していただいているというのはよく理解はしておるんですが、ガイドを雇って、ジオサイトを回っていくっていうのにはやっぱり人数的にも何人か団体で来ないと、1人が雇うっていうのはなかなか大変だと思うんですけれども、そういった時によく観光地に行くと、そこにある看板のQRコード等を読めば説明文が出てくるというようなことをされているところが結構あるわけなんですけど、そういうことを今西予市としては考えてはおられないんですか。

○一井まちづくり推進課長

ご指摘のQRコード等についての整備までは至ってはいないんですけれども、今現在、順次解説版を拡大して設置しているところでございます。順次そういうようなAIとかICTを利活用した展開についても研究はしてまいりたいと思っております。

○井関委員

暮らしのアプリ等、いろいろなアプリが今西予市の中でもつくられてきておると思うんですけど

も、そういった中で、観光地の場所をやれば、画面として出てくる、あるいは音声でそれをしゃべってくれるというようなものをつくったら、より行って、その場所でずっとその文章を延々と読むというのなかなか大変なんで、歩きながら見れるとか、観光、その場所を見ながら読めるとか聞けるとかいうふうになったほうがよりいいんじゃないかなと思いますので、全体的にはそのジオガイドがついていただくのが本当にいいとは思いますが、それはやっぱり団体となると思いますので、個人的に来られた方にもやさしいまちといいますか、ジオパークになるように、そちらのほうもまた努力していただきたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご提案ありがとうございます。先進地のジオパークの事例等も研究をしてみまして、誰でも気軽にジオサイトに行けば内容がわかるものになるよう研究をしてみたいと思います。

○二宮委員

ジオサイトの今回の災害を受けて、今後復旧よりも、災害の学習としてのジオの活用というふうにお聞きしとったんですけれども、これはいつごろからどのように進めていくのか教えていただきたいと思います。

○土居まちづくり推進課長補佐

被災したジオサイトにつきましては、現在学校等の授業等では実際行っているところです。あと現在防災・減災講座にかかわるパワーポイント等の資料もできましたので、今回の広報紙で、出前講座についても、各地で募集して、こちらから行っていくような準備を進めているところです。

あとどうしても、特に、桂川溪谷とか三滝溪谷が大きな被災を受けているわけなんですけど、三滝溪谷につきましては、現在、工事は発注されておりますが、どうしても生活の工事が優先されておまして、来年の2月末には完成する予定となっております。

また、桂川溪谷につきましては、現在学校の授業等で行っておりますが、一般の方につきましても、きちんとうちの推進室、またはガイドがついて案内するような形で、現在、防災学習等を行っているところです。ただどうしても被災もしておりますので、ケガの問題であったり、あと、雨が降りますと、桂川溪谷もかなり増水をしますので、現在入れるところまでの防災学習であると

か、そういうツアーは行っているところです。

○二宮委員

個人で例えば見に行きたいとかいうレベルになるのはどのぐらい先ぐらいになりますか。

○土居まちづくり推進課長補佐

桂川溪谷につきましては、入り口のところに第1キャンプ場がありまして、そこから遊歩道が、大体300メートルぐらいあったところに、第2キャンプ場があります。現在そこまでは通れるような状態になっております。

これを今後いつ復興できるか、工事が完了するかということになるんですが、全ての橋脚が流出しておりますので、なかなかその工事も多額の費用もかかりますし、まずは生活再建の予算が優先となっておりますので、現在のところ未定という形です。

○中村委員

この事業内容の中に、ジオガイド養成講座というてありますけれども、今現在5町で、それぞれ正式のジオガイドが何人おられて、各町でガイド料金などが、平準化というか統一化というか、そういうことがどこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時06分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時07分)

○土居まちづくり推進課長補佐

まず、ガイドの人数なんですが、詳細のところは現在ここではすぐわからない状態です。大体30名から40名程度のガイドさんがいらっしゃいます。

それは、西予市全体を案内するガイドネットワークに加盟している方、また地域独自でガイド団体をつくっている団体もいらっしゃいますので、それぞれの分野でやっていただくような形になっております。特にガイドの件につきましては、明浜ではかりとりもさくの会、野村では自治振興協議会、宇和では卯之町の町並みガイドの会、それから城川では、団体にはなってないんですが、穴神鍾乳洞を活用して、やっちみる会がご案内いただいているところです。その上に、四国西予ジオパーク全体を補完するジオガイドネットワークがあるというふうな形になっております。

ガイド料金につきましては、基本的には、半日

までが500円、1人参加者が500円です。1日4時間以上になりますと1,000円になります。ただ、この規定は設けているわけなんですけど、それぞれかりとりもさくの会、それから穴神鍾乳洞につきましては、一部もともと組んでいただいとる料金体系がありますので、そこに合わせて入れないというのが現状です。

○中村委員

30人から40人ということで、そこそこ増えてきておると思うんですけども、よそから来られた人が違和感を覚えるような料金体系にならないように、しっかり指導していただいたらと思うわけです。よろしくお願いします。

○宇都宮委員

こんな事業は本当に視点が、焦点がずれたらいけんと思うんですよ。というのが、ただ補助金だけで運営するばかり考えちゃいけないので、最終的に何が目的かというたら、魅力を発信して、お金を落としてもらおう。最終的には、地元で運営できるぐらいの力持たないけんと思うんですよ。

だから、さっきの移住交流もひっかけて、何もかもひっくるめて、地域で何をしたらいいのか、ジオガイドに補助金もらって人を雇うんじゃないに、しっかりとしたお金をもらって、例えばさっき言った半日500円ではなしに、2,000円でも構わんと思うんですよ。それだけの価値のある案内をして、お金も落としてもらって、ガイドにはちゃんと、例えば時給1,000円を払う。それがお年寄りの小遣い稼ぎになるような仕組みにしないと、絶対こういう事業は、だんだんだんだん先細りして、お客さんほとんど安いお金で来てもらって、補助金ばかりかかる。で結果が出ないことになるんで、かりとりもさくでも私これしつこく言うんですが、来てもらってお金をいただいて、それにガイドも手を挙げて出してもらおう。暇なじいちゃんばあちゃんいくらでもおるんで、その人らが案内することにも価値があるし、そこで、例えばミカンジュース飲んでもらったり、土産に買ってもらう。帰ってからもらう。例えば、地元の産品をカタログで渡して、後につなげる、そういうところまで、行政側が指導しながら、地域もやる気を持たすようにしないと、多分今じゃあ、行政側が言っても、地域が協力しない、だから進まないんで、そこら辺、うちの地区ばかり言うてあれなんですけど、そうやれているところがあるんで、今

後どういうやり方で成功するのか、一番が地域の人のいうのは補助金がなかったらやれない。運営するには補助金ばかり当てにする、これが一番いけないので。それだけやっぱり地元で自信持って、自分らで運営するぐらいな雰囲気を感じていただきたいなと思います。

○土居まちづくり推進課長補佐

貴重なご提言ありがとうございました。今のガイド料の件にあったわけなんですけど、もともとはガイド料が1人1時間1,000円でしたが、今は、参加者1人当たりということですので、5名以下につきましては、最低2,500円からいただいております。大体8名ぐらいを1人のガイドが案内するという形になっておりますので、8名分の掛ける4,000円のガイド料というような形で、一部その事務手数料という形はとるんですが、そんな形で、以前のそういう本当に安い体制よりかは、少しでもやっぱり地元の方が、そういう自分もガイドとしてやっていきたいというふうな考えを持っていただけるように、今のところ、その段階に上げている状態です。

また今後、ガイドの質もどんどん上げていって、それがガイド料に本当に見合うガイド案内ができるようになれば、また上げていくことも可能だと考えております。

○宇都宮委員

それから追加です。そして来てもらったらできるだけ昼は地元で食べてもらおう、弁当取ってもらおう。そこら辺まで細かい計画を立てて、本当にお金を落としてもらって、観光になるようにしていただきたいなと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、ジオパーク拠点施設整備事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは97ページのジオパーク拠点施設整備事業をごらんください。

ジオパーク拠点施設整備事業についてであります。認定申請時にジオパーク拠点施設と設定しておりました城川地質館は、老朽化や立地条件、道路網が十分に整備されていないなどのさまざま

な問題がございました。一方で、総合センターしろかわは、老朽化や耐震性、バリアフリー化の問題を抱えており、総合的な解決を図るため、今回、総合センターしろかわを取り壊し、その跡地に両施設の機能を有した複合施設として、新たな拠点施設を整備することが決定をいたしました。

このことから、平成30年度は、建物の基本設計と実施設計、展示の基本設計と屋外展示やイベントの検討、地質調査等を実施いたしました。本年度は、来年度からの展示実施設計や本体工事に着手するための内容精査、施設の管理運営について検討していくこととしております。なお、108万3000円の不用額が生じておりますが、展示内容の監修について、事業を実施しなかったことが要因でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

今説明いただいたように、地質館を中心としたそういういろいろ今までのバリアフリーとか、老朽化とかいろんなそういう立地条件が悪いから今度ここへということのようですが、実際城川としてやはり何かしなければ、城川にも必要だというのは、私別に否定しないんですけども、ただこれだけの大きな施設をつくるに当たって、先般質疑でも申し上げましたが三滝ロッジとか、そういうように立派な施設をつくっても実際に、効率的な運営じゃなしにもう今はやめてしまうのと。管理委託を引き受けてもらうところもないという状況の中、そしてまた宝泉坊ロッジについても、指定管理料をいつも出さなったら管理運営ができないと。そういうような状況の中で、この新しいジオパークの拠点施設を莫大な金をかけてつくるといことになりますと、今までのそういう老朽化しとるから新しいものをつくるというような視点も大事なんですけども、入館者なんかの推計、立地条件は国道端へ出たというだけでそんなに変わってはないと思います。バリアフリーにはなっていないものがあるということはいいいことですけども、そういう入館者の推計値、あるいはリピーターの推計値、そういう基礎的な数値を積み上げた中で、この場所にこれだけのジオパーク

の施設が必要だということになったのかどうか。単なる思いつきではないと思いますけれども、いろいろ5町が合併しておりますからそのバランスという視点からもまあ必要かなという結論に至ったのかなという気もせんでもないしですね。やはり大金をかけて箱物をつくるということになりますと、これから継続的な維持管理が必要になってくるわけです。そういう意味で人の張りつけも必要になりますし、どういう根拠で推計をして、将来、独立採算とまで行く必要はないのかもしれませんけれども、何らかの形で、市の負担にならないような計算結果が出ておるのかどうかお伺いしたいんです。

○一井まちづくり推進課長

委員ご指摘の根拠的なものでございますけれども、リピーター数のところまでについては、把握をできておりませんが、計画では目標数値2万人という数値目標の中で取り組んでおります。

ただ今回の施設につきましては、単体の施設ではございますけれども、先ほど説明にも申し上げましたとおり、総合センターしろかわ、地質館あわせまして、単に老朽化ということだけでなく、周囲のギャラリーしろかわとか、道の駅の関係も含めた、横断的に連携ができる施設運営というところで取り組んでいきたいと考えてはおります。

また、今回複合的な要素も施設の中にも含みまして、メインの展示する部分と多目的なスペースを設けて、屋外には、屋外での催し物のスペースを設けた中で、道の駅に来られた方も順次、この展示施設のほうに上がっていただく。そしてあわせてギャラリーも見ていただくというような地域としての核、あるいは西予市全体としてのジオパークの核となるような施設となるよう計画をしているところでございます。

詳細なちょっと数値的なものについては、お答えができないところで申しわけございませんが、計画的にはそういう目的で取り組んでいるところでございます。

○中村委員

西予市のジオパークそのものが、日本国内のほかのジオパークと比べても、自然の資源的にも非常に極めて貧弱な状況の中で、やはり中四国の中で、非常にジオパークは指定され、日本ジオ

パークの指定数が少ないということもあって、手を挙げた西予市に頑張ってもらいたいということで指定をいただいたんじゃないかなという、認定をいただいたんじゃないかなという気もするわけですが、いただいた以上はしっかりやっけていかないかんと思うんですけれども、まずは西予市民の人が今までも、ジオパークというのは私も周辺の人にいろいろ聞いてみても理解されてないし、余りそういう認識を持って、西予市内広過ぎるのか、見られてないということで、西予市民の人にしっかりといろんな施設をさらに今以上にしっかり見ていただくというか、ジオパークを理解していただくような取り組みをしっかりとやると。それとまた、この南予全体で、八幡浜とか大洲とか宇和島、鬼北、愛南、お互いがそれぞれが独立したような格好で相変わらず観光ネットワークの中でも、余り上手く機能してないというような中でしっかりと、やはり大洲の鶴飼いなんかについても、西予市もしっかり宣伝してあげて、そして大洲市民が鶴飼いにもしっかり行って、そして飲み食いしてあげてお金落とせば、大洲の人も西予の人が来るんだったらジオパークもしっかり見ていこうかというようなところで、だんだんと周囲に広がっていくわけですから、やはり遠いところに視点を置くんじゃないしに身近なところからしっかりと足を地につけて攻めて、しっかりやっていただきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

○一井まちづくり推進課長

ご提言ありがとうございます。やはりジオパークにつきましては、先ほど宇都宮委員から話もありましたけれども、地域の方が、地域資源に誇りと愛着を持っていただくことがまずスタートかと思っております。そのためにはやはり委員ご指摘のような地元のほうに、市内に視線を向けるっていうのは非常に重要なことだと思っております。

以前、市内でそういうジオサイドを、市民の方が見て回るための支援事業というのを以前展開しておりましたけれども、その部分が、途中途切れておまして、今年度から、また改めて、もう一度市民の方に知っていただく機会をつくっていただいて、それに支援をさせていただく支援事業を復活させて、もう一度原点に戻って進めてまいりたいと思っておりますので、またご指導のほどよろしくお願いたします。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時24分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時25分)

次に、通告事業、卯之町「はちのじ」づくり推進事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

98ページの卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業をごらんください。

卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業についてであります。卯之町駅周辺がにぎわいの空間となるよう施設整備し、重伝建地区及び商店街エリアに関しては、交流の空間として、空き家対策や駐車場の維持管理などを実施するものでございます。

平成30年度は、7月豪雨災害を受けまして、事業の一部をおくられたことや市民からの事業に対するご意見やご指摘等への説明、対応に取り組みをさせていただきました。なお、事業の進捗状況に一部おくれが生じてはいるものの自由通路、駅前駐車場などは、基本設計から実施設計に進んでおります。ただし、全体の進捗がおくれていますので、イベント事業などは実施に至っていないため、今後の進捗次第で事業者に働きをかけてまいりたいと考えております。

なお、不用額625万8000円につきましては、そのうち565万4000円がはちのじの施設整備にかかわる委託料、駅前広場、駐輪場、駅舎の実施設計で平成31年度に繰り越しとなっております。残りの60万4000円につきましては、旅費等の事務経費の未執行分でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

先日行政報告の中で、説明を受けたのが本当に初めてのような事業の今の推進状況ですけども、だからもう一度説明のというか、意見交換の機会があるというふうにあのときにお聞きしたんです

けども、その予定がわかりましたらお願いしたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

改めての説明につきましては10月中で調整をさせていただきたいと思っております。そのあと、市民の皆様方へ11月上旬に市民説明会を開催する予定で今現在、内部調整をしておるところでございます。

○二宮委員

あのとき説明を受けた実施計画のスケジュールによったらこの9月から交流施設の実施設計が始まって12月には完了という予定になっと思ったんですけども、その中に、議会から、また市民からの意見はもう反映されないということでしょうかね。

○一井まちづくり推進課長

基本設計は終了しておりますので、実施設計の今現在、年末までで検討中、その間に実施設計ですので、大きなところにつきましては反映することはできないと思っておりますけれども、細部の部分において、ご意見をいただいた中で反映部分はまだ可能かと思っております。

○二宮委員

ぜひ考えていただきたいのは、あの施設がただの公共事業でなくて、やっぱり西予市の玄関口の建物であり、今後、要は民間で運営していただけるような施設にしてもらいたいなど。そういう中で、交流人口というか、よそから来てもらった人が西予市を理解してもらえるような施設になってほしいと思うんですけども。例えばですよ、説明を受けた内容を見ると、2階にはキッズスペースというのが何かありましたよね。あれってお金にはならないですか。この間あそこに図書館つくったばかりやないですか。何で同じようなもんがここにあるのかなというのが、わざわざ分ける必要はないし、あそこに必要なものかなというのが僕の印象やったんですけども。

それとどんぶり館が1階に入る予定がありましたけれども、あの広いスペースにどんぶり館をそのまま持ってきて意味があるのかなというのもちよっと疑問に感じますし、もう少しこう何言うのかな、収入が将来あるような、お金を落としてもらえるような、そういうような民間的な施設は考えられんのかなあというふうに、それが僕の一番なんですけども。

以前課長にも説明しましたけども、何人かでもいいんで宿泊施設とか、そういうのも言いましたけども、そういう大きな建物自体には、もう施設は今さら変更できないんで、そういう中に何をするかということ、スタートを例えばこれでしたとしても、変更が可能なんじゃないかなと思うんで、その考え方をもうちょっと運営事業者のまちづくりサービスともう1回しっかり協議してもらって、本当に継続的にこれが運営できる施設なのかということ、真剣に考えていただきたいなという思いなんで、それをちょっと言いたいんですけどもそれが10月のいつかようにわからんということなんで、今言うときですが、ぜひそういうところを考えていただきたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

当然15年後には、この施設が帰ってくるという前提でございますので、赤字とか、運営ができてない施設ではいけないかと考えております。事業者においても、2階の部分の運営ができるのかということについても、実際のところ今現在、検討されているところでございます。行政と民間事業者だけで話すのではなくて、今後地元の商工会あたりとも意見交換をする場を民間事業者のほうとしてはつくれる、今月週明けに意見交換をする場があると伺っております。

また、商店街の中、地元の方々の中からもご意見をいただきながら、2階の運営について決めていきたいという話も伺っておりますので、必ずしも行政主導的な視点にならないように、民間視点で運営をしていくように、こちらも指導していきたいと考えております。

また、2階のキッズスペースのところにつきましては、ごく小規模な駅前に人が来られた中でのやはり育児世代の方に集まっていただくことでそういうスペースをフリースペースとして設けるということのご意見のもとで組み入れをさせていただいております。いろいろ用途の変更については、今後また考えられるところではありますので、意見として、今後の検討に伝えさせていただいたらいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、地域発「せいよ地域づくり」事業について、理事者の説明を求めます。

○佐藤総務分科会長

それでは99ページの地域発「せいよ地域づくり」事業をごらんください。

地域発「せいよ地域づくり」事業についてですが、本事業がスタートいたしまして、ことしで9年目を迎えており、平成28年度に制度の見直しを行ってから3年が経過したところでございます。そしてこれまでに多くの自発的かつ積極的な地域づくりへの取り組みが行われてきました。

手上げ型交付金事業における実績といたしましては、2年間で19組織が、3年間で24の地域づくり組織が本事業を活用いたしまして、合計94事業が採択を受け、総額約1億円を交付することとなりました。申請される事業につきましては、年々レベルが上がってきており、地域力が着実に向上していることが伺えます。

また現在、制度の見直しにおける制度改正検討委員会を開催しております、これまで行政主導で制度設計から見直しまで行っておりましたが、地域づくりも制度づくりも市民と行政が知恵を出し合いながら、共同でつくっていきこうという考えから、地域づくり組織の皆様とよりよい制度につくり上げていくため、協議を重ねているところでございます。

また、この共同の取り組みが今後の公民館の地域づくり活動センター化へ向けた協働の場となる足がかりとなるものと期待をいたしております。

なお、413万円の不用額が生じておりますが、これは7月豪雨災害により地域づくり組織の活動が一時停滞をし、もしくは活動を中止したことによる活動の減少や交付金の返還に伴い、職員手当など38万5000円、報償費56万3000円、負担金及び交付金279万3000円が主な要因でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

不用額400万という説明は今いただきましたのであれなんです、採択組織の数が前年度と見たら30から18組織、事業量、事業の数だと思うんですけども減ってきているんですが、これは手上げ

の数が単純に減ってきたのか、あるいは数はあるけど審査の段階で落としているのか、その辺はどうですか。

○一井まちづくり推進課長

委員ご指摘の部分でございますけれども、当初平成30年度につきましては、当然審査の中で、採択にならなかったものも数点ございますけれども、やはり計画をしておいて、災害によって実施ができなかったもの等がございまして、少なくなっている状況でございます。

○井関委員

実施できなかったものは仕方ないとして、採択にならなかった、何個あるかわかりませんが、それらの一番の原因が何であったかということ。

それから今後、先ほど言われましたがこれが令和4年から行われる小規模多機能自治に移行していく財源になってくるのかなという気もするんですけども、その辺の考えとして、どういうふうに自治におおしていかってという考えが今ありましたら、それもお伺いしたらと思うんですが。

○一井まちづくり推進課長

まず、採択にならなかった事例でございますけれども、例えば地域での歴史、風土的なものを掘り起こすという提案等があったわけですが、掘り起こすだけに終わってしまっている。それを地域のほう、あるいは子どもたちのほうにどう展開をしていかってという部分が、それを伝えることで、地域力あるいは子どもたちが次にどう取り組むというサイクル的なものがつなげてなかったというところが一例としてございます。当然採択にならなかった部分につきましても2回目の採択、もう一度の申請はできますので、今現在アドバイザー制度というものがございます。そういった課題をクリアするのに補完していくので、そういう制度を使いながら採択を受けたものもございまして、それでまだ止まってしまっておるといふ事例が一点ございましたので、ご紹介をさせていただきます。

あと、今後地域にどうおおしていかってところではございますけれども、今後そのおろし方も含めて、今この全体の制度設計を地域づくり組織の代表者に加わっていただいて、どう制度設計、そして今度の小規模多機能センターを見据えた中で、それまでの2年間、どう制度設計してい

って、その先をどう展開していくのかということも含めて、今ちょうどご意見をいただいておりますので、今現在明確な方針的なものは示すことはできませんけれども、一度その中でも、今後の2年先の制度設計を視点に今回の制度の見直しも考えていきたいと考えております。すいません、答弁になっておりませんが、以上、答弁といたします。

○井関委員

2年間あるということでございますが、なかなか制度設計をつくっていくのに、小規模多機能自治に持って行くの大変じゃないかなと思うんですけども、全体的に一斉に、これは4年から開始できるというのがなかなかイメージとしてわからないので、この2年間の間に先進事例というか、どこか決めて実施をしてつなげていくという方策があるんじゃないかなとずっと思いよるんですけども、その辺はどうですかね。

○一井まちづくり推進課長

ご意見ありがとうございます。今現在、先ほど申しましたが市政懇談会を展開しております中で、委員からご提言のございました提案についても、複数の地区からご意見がちょうだいしております。一番は一斉にスタートすればいいんですけども、モデル事業という取り組みも、そういったご意見もいただいておりますので、今後市民検討委員会が1月から立ち上がりますけれども、一斉スタート、あるいはモデルスタートということも一緒に検討材料の中には含めてまいりたいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時44分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時44分)

次に、通告事業、地域おこし協力隊事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは同じく99ページの地域おこし協力隊事業をごらんください。

地域おこし協力隊事業についてであります。当市において、地域外人材を積極的に受け入れ、

地域づくりや地域活性化などの取り組みに従事をして、地域力の向上を図る一方で、定住、定着につなげようとするものでございます。

平成30年度に市内で活動した隊員は総勢10名で、西予市版田舎で働き隊を除くと4名の隊員が活動しております。3年間の任期を終了した隊員はいませんが、1年から2年で退任した隊員数は3名で1名が市内に定住をしていただいております。

平成30年6月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」においては、地域おこし協力隊のさらなる拡充を図るため、平成29年度に約4,000人である地域おこし協力隊を6年後に8,000人にすることが掲げられております。全国各地で本制度を活用されている中、応募者の獲得に苦慮している状況ではございますが、こうした国の動向を踏まえ、本市といたしましても引き続き積極的な市のPRに努めて、必要な人材の獲得に努めていきたいと考えております。

なお、41万8000円の不用額が生じておりますが、予定していた研修に隊員の業務の都合で参加できなかったことや他の出張においても予定より少額の旅費となったことで、旅費20万9000円、負担金4万8000円の不用額が生じたことが主な要因でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今までの中で大体説明は聞いたんですけども、働き隊と途中から分かれたこういう事業になっとなんですけども、国が示した、要するに協力隊への支援金とかお金ですよね。それ以外に、西予市独自で何かこう、本当に西予市にこれしてもらいたいとか、来ていただきたいとかいう場合の、何かプラスアルファみたいなんを考えられないのをいつも思うんですけども、そういうふうな考えは今もございませんか。

○一井まちづくり推進課長

今国としては、特交措置で400万円ということですが、そのうち半分については人件費、あと半分が活動費というような振り分けをされております。現在どこの地域における協力隊においても、非

常にその範囲の中でやっていけるのか。果たして半分の200万円の人件費で応募があるのかっていうところについて、非常にどの自治体も苦慮しております。当然その人件費等で、プラスアルファのところは、財源として出しておるという状況でございます。市としましても、特に産業系につきましては、活動費が大きなものになると思いますので、少なからず、その予算の特交措置以上のものは、今後、ある程度財源として見ていかないといけないものではあるかなと思っております。また、専門性が必要となる、知識が必要となるものの中には必要かと思っておりますので、そういったものについては、人件費等についてもプラスアルファのものが必要となってくるかと考えております。

○二宮委員

ご理解いただいとるんやなとは思んですけども、特に活動費の使い道で、協力隊の人らが、これをしたいと言うたときに、制限を、チェックをかけ続けて、大したもんがでんかたりとか、そういうところがやっぱり一番残念だと思わんと、そこを積極的に、協力隊の人のやる気をもう一つ支援できるような使い道は行政でしっかり考えていただいて、足らなければさっき言ったような予算措置もお願いしたいなと思っております。

○一井まちづくり推進課長

ご提言ありがとうございます。特におっしゃるとおり活動費の中の線引きについては、当然特交の部分もありますので、その基準を踏まえつつ、柔軟な対応はしていきたいと考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で、質疑を終結いたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時50分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時52分)

次に、通告事業、バス路線維持対策事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは100ページのバス路線維持対策事業をごらんください。

バス路線維持対策事業についてであります。民間事業者、宇和島自動車への補助金を交付する

ことでバス路線を維持して、市民の通院や通学、買い物など市内の地域間の移動や市内から市外への移動手段を確保して、市民の暮らしを支えるものでございます。

平成30年度は宇和島バス17路線を運行いたしまして、利用者は21万882人でございました。これらの運行に対して、経常収益が補助対象経常費用に達していないバス路線の赤字額9906万9000円を補填し、路線の維持確保に努めました。しかしながらバス利用者は年々減少を続けておりまして、一般財源からの支出が増加をいたしております。

また、バス事業者においては、運転士不足が深刻な問題となっております。利用者が極端に少ない路線は廃止したいという考えでございますが、一方で市民からは、特に市内の中心部と地域を結ぶ路線については存続してほしいという要望がございます。

市民の移動手段の確保が一番の目的ではございますが、今後は利用状況等を見ながら、運航事業者と協議をいたしまして、需要に合わせた運行を実施していくことが求められております。

平成30年度は、愛媛県が策定する南予地域公共交通再編実施計画に基づき、令和2年4月の再編に向け、三瓶地区のバス路線の見直しに関する検討を進めてまいりました。今後も乗降調査や利用者からの聞き取り調査の結果をもとに、地域の皆様、運航事業者、近隣市町、県担当者と協議をいたしまして、利用しやすく効率のよいバス運行となるよう路線の見直しを進める予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

バス路線の見直しということを町内のそれぞれ自治会長方にいろいろ通さしていただいて、最終的には納得していただいたと思うんです。そのときに北地区の周木発、この便が西予市民病院に直結していないということがありまして、地域から要望が入ったことを受け入れていただいたという感謝の声が届いています。それと、逆に北地区で同じ八幡浜にどうしてもかかっている眼科があるが、それも足のない方で、そっちも残してほしい

という声があって、本当に今回のバス路線の見直しについては骨折りいただいたと思うんです。

ですがその地域の声を吸い上げていただいて対応していただいたということはすごくありがたいと、まずこれ感謝です。近い将来、来年度4月から三瓶高校は分校化決定です。その際の路線バスの、例えば、地域が今割れているのは、八幡浜になるのか、宇和高になるのかってということで、地域中で今、大変もめている事例があります。もちろん結果は10月に出るっていうことは公表されていますから。ですが、それによったときに、市内であるということで、仮に宇和高の三瓶分校となったときに、路線バスが少ないからということで、今の3年生あたりの進路希望も大幅に今度町外へ出ていこうと将来的に、分校になったときに、分校が廃校になったときに、路線バスがないから、これは大変なことになるということも勘案して、大変今この路線バスの問題で、地域住民は頭痛めているわけです。

ですので将来的な展望をひっくるめて、今後、今でも平成30年でも9900万、約1億近いじゃないですか、この辺の将来の展望、見直しということ今わかりにくいかもしれませんが、できる範囲でお答えいただきたいというのであります。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時58分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時59分)

○一井まちづくり推進課長

ご意見のございましたバス路線の関係でございますけれども、今現在来年4月以降の部分につきましても、歴博向け、宇和向けにつきましてもはスムーズに行けるように5便は確保していくことで調整をしております。

なお、当然今後のバス路線の民間事業者の運営も厳しいところもあるんですけども、今後先ほど申されました約1億近い財源を民間事業者に払うというようなことで、今後、これが継続していく、また増額になっていくというところが非常に懸念をされているところでございます。

市といたしましても、できるだけ、これ以上負担が増えないようにということで、例えば、スクールバスの空き時間なり、あるいは混乗ということも想定をしながら、空白がないような形はできないものかということで今研究をしているところ

でございます。ただどうしても市をまたいで運行するということになると、隣接市との調整も必要になってきますし、運行法上の問題もございますので、他の方法はないかどうかということも含めて、これは即答できませんけれども、調査はしてまいりたいと思います。ひとまず民間事業者の運行とあわせて、代替手段で、地域独自で、独自の市の運営ができないかということ、スクールバスを踏まえた、これは三瓶に限ったことではなく、西予市全域の話にはなるとは思いますけれども、そういう研究を今現在しておるところでございます。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

○井関委員

今、スクールバス等を使って、今後考えていきたいという答弁があったわけなんですけど、今の公共バスを全部市単独の路線に変えた場合の試算等々はされたことあるんですか。

○一井まちづくり推進課長

現在、公共バスを全て変えた場合の試算までは行っていない状況です。随時、そういうような試算も出していかなければならないかなと思っておりますが、まずは主要幹線の部分については、すぐに手をつけるということは当然できないものかと思っておりますので、細部の路線についての検討から順次入ってまいりたいとは考えております。

○井関委員

1億円近いお金が入りよるということでございますので、それは西予市、先ほど言われましたように、ほかの市町とまたがる路線につきましては非常に難しいところはあるとは思うんですけども、1億円の中で運営ができるのであれば市単独で動かしたほうが市のためにもなるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○一井まちづくり推進課長

委員ご指摘の内容につきまして、検討を進めてまいりたいと思います。なお特に、市をまたがる路線につきましては、市内の乗降者は少ないんですけども、市外に出て乗降数が増える、ただし、その乗降数が増えることによるバスの大きさの想定というのがありまして、本来であれば中型で市内は賄えるものの、到着地点になると大型じゃないといけないというところで、なかなか市とし

ても、その分も負担をしなければならないというさまざまなまたぐことによって課題も発生してまいっておりますので、引き続き調査研究させていただこうと思います。ご提言ありがとうございます。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

○中村委員

9900万円という、平成30年度のバス路線の維持にかかっているわけですけども、これは路線数というか、路線の対象町といいますか、そういうのがどういう状況なのかと思うのと、大体一般財源900万円ということは、残り9000万円、9割が起債か何かだろうと思うんですが、毎年9000万円の後年度の負担が増えていくわけですけども、この場合に後年度の交付税の充当率はどの程度なのか。その辺わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○松田まちづくり推進課主任

宇和島自動車に対する補助金につきましては、市内17号線全てに補助をしております。そのうち、国庫補助、県補助を受けている路線が現在4路線、残りの13路線については市単独の補助となっております。民間路線バスにつきましては特交措置があるんですが、実際そのバスの分で幾ら入ってきているのかというのはちょっと金額わからない状態です。

○中村委員

9000万円という1億円近くのうちの1割ぐらいが一般財源で、残り9000万円というのがその他とは書かれておりますけれども、起債の充当率なんかはどうなっておるのかな。そしてそういう起債であれば、後年度の負担になるものですから、後々普通交付税としての充当はどの程度になるのかなと思っておりますが、その辺わかる範囲で。

○松田まちづくり推進課主任

財源内訳のその他の部分の9000万円のところでございますが、これにつきましては地域振興基金を充当しております。残りについては一般財源という形になっております。

○中村委員

地域振興基金というのは市の目的基金だと思うんですが、これが全部そうなんです。起債というものは充当されていないわけですか。

○松田まちづくり推進課主任

起債については、バスの補助の関係はございません。全て地域振興基金と残りは一般財源という形になっております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、西予市生活交通バス運行事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは101ページの西予市交通バス運行事業をごらんください。

西予市生活交通バス運行事業についてでございますが、民間路線バスが運行していない地域に、道路運送法第78条に基づく、自家用有償旅客運送を行い、通院や買い物など、日常のお出かけに必要な交通手段を確保するものでございます。

平成30年度は惣川地区で2路線、宇和地区で8路線、野村地区で8路線、高瀬・愛農地区で5路線、城川地区で7路線を運行し、1万4117人の方が利用をされました。7月豪雨災害後は運行ルートの通行止めに伴い運休せざるをえない路線もございましたが、道路の復旧にあわせて、迂回ルートの設定や折り返し運行をするなど、早期の運行再開に努めました。しかしながら、接続する宇和島バスの長期間の運休や目的地の一つである温泉施設等の長期休業もございまして、全体的に利用者が大きく減少いたしました。

なお、47万3000円の不用額が生じておりますが、主なものは、高瀬・愛農、野村地区生活交通バスにおいて、7月豪雨災害に伴う長期間の運休により、運行委託料と燃料費が減少し25万9000円、惣川地区生活交通バスにおいて、当初の見込みよりガソリン代がかからなかったことにより13万6000円の不用額が生じました。そのほか、宇和、野村、城川地区生活交通バスにおいて、タイヤ交換手数料等が不要になったものが要因でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤総務分科会長

2点ほど。一般財源が減った理由っていうのは何かあるんでしょうか。

○一井まちづくり推進課長

財源の予算を地域振興基金に充てたということで組み替えをしております。

○佐藤総務分科会長

それと、この生活交通バスを利用されている方からよく質問があるのが、乗り降りが自由にできないかっていうのをよく言われるんです。例えば、明間のところから乗ったら、皆田では降りられないんですよ。そういったところで、非常に不便を感じるとかって言われる方もいらっしゃるんですが、そういうふうなところででも乗り降りができるかっていうふうな形にはできないものか。

○松田まちづくり推進課主任

特に明間地区において、乗り降りが各停留所できないということなんですが、運送上の取り決めということではなくて、宇和島自動車が1日何便か走っておるということで、そこの競合の部分については乗り降りができないという取り決めをさせていただいている形になります。生活交通バスは10キロまで100円という安価な金額設定で走っておりますけれども、そこで宇和島自動車バスに乗られるお客さんを取るといったらおかしいですが、そういったことが起きてても不都合がございまして、運行内容を決めさせていただく中でそういった取り決めをさせていただいて運用しているということになります。

○佐藤総務分科会長

もう1点、今度遊の里が民営化をされるっていうことですので、民営化された時点でも、生活交通バスは遊の里までのバスの運行はされるのかどうかっていうのを。

○一井まちづくり推進課長

今回、生活交通バスの目的としましては地域の生活者の方の空白地帯に対する解消ということでございますので、民間事業者に移りましても、このバス路線については維持をする予定でございます。

○佐藤総務分科会長

それと、今現在バスは29人乗りのバスを使用されていると思うんですが、そのバスは29人満杯になることないんですよ。私もずっと見ているも、もう少しコンパクトな車両で経費を軽くでき

ないかっていうふうなのをよく乗られる方あたりからも言われるんですが、そういったところのお考えはどうでしょう。

○一井まちづくり推進課長

ご指摘のとおりでございます。やはり乗車人数に対しての車両の大きさについて、相反する路線もございます。当然今後のバス路線の見直しの中で、車両の入れかえ、あるいはどうしても運送上その大きさでないと入れないところということも、いろいろその路線ごとに課題がございますので、それと車両の更新時期も見据えた中で、順次できるだけ乗車人数に見合った車両に変えていく検討はしてまいりたいと思っております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時17分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後0時58分)

次に、通告事業、ネットワーク管理運営事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは118ページのネットワーク管理運営事業をごらんください。

ネットワーク管理運営事業についてであります。本庁と支所及び公民館などの出先機関を接続しておりますネットワーク機器の運用管理、ウイルス等のセキュリティ対策を行うものでございます。

平成30年度は、ネットワーク機器の保守終了による機器の更新や本庁1階から3階及び教育保健センターの無線LANの拡張を行いました。適切な機器保守及び運用により、機器は安定稼働しており、ネットワークの停止や外部からの侵入、データの流出、ウイルス感染による被害は確認されておりませんでした。

今後も引き続きネットワークの安定稼働とセキュリティ対策を行いまして、適切な運用管理を行ってまいりたいと思っております。

なお、不用額383万6000円につきましては、ネットワーク機器更新において、構成の精査見直しによる委託料の削減及び機器のリース入札減によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

ネットワークを管理する上で大事なことだと思うんですけども、前年度は9400万円、30年度は7800万円ということでございますが、何に一番費用としてかかっているんですか。

○上甲情報推進室係長

平成29年から30年度にかけてまして9400万円から7800万円に削減したのにつきましては、平成29年度に城川支所におきまして非常用の発電機の整備をしております。その分が平成30年度はありませんで、その分が減額になっております。

中の予算につきましては、機械の保守料とか、機器のリース料のほうが大半を占めているという状況になっております。

○井関委員

機械の保守料ということでございましたが、発電機の件はわかったんで、平成29年度、30年度はそういう形で、今から後も8000万円程度がずっと続いていくのかなとは思いますが、ちょっとここには関係ないのかもしれませんが、システムがダウンしたときの対応としては、よそにデータを預けるとかいうことは今されておるんですか。

○上甲情報推進室係長

システムがダウンしたことの対応でございますが、現在本庁にサーバーを置いとります。万が一ダウンをしましても、城川支所の中に、縮退サーバーと言われまして、最低限業務を継続できるサーバーを置いておりますので、そちらに切りかえを行いまして、住民票の発行とか、各種証明書の発行ができるという状況に現在しております。

○井関委員

2カ所でデータの管理ができていうことでございますが、南海トラフのときには、この辺も西予市内全部が一遍にだめになる可能性があると思うんですが、そういった場合の対策はどのようにされるんですか。

○上甲情報推進室係長

その件につきましては、現在中・南予の自治体で、自治体クラウドというものがございまして、コンピューターをクラウド上におきまして、共同

で利用しようということで、周辺の自治体で協議をしております。それにつきましては、大体3年から4年先ぐらいに、西予市も自治体クラウド化ができるようなことで現在協議を進めているという状況になっております。

○井関委員

クラウドのことお聞きしようかなと思っただけですけども、南予地域では、先ほども言いましたように、南海トラフのときには全ていけなくなるんじゃないかなと思うので、できれば遠くの自治体とクラウド化するべきじゃないかなと考えるんですが、その辺はどうなんですかね。

○上甲情報推進室係長

共同利用するのは中・南予の地域なんですが、実際のサーバーがある場所につきましては、南予にあるわけではなくて、松山市とかもっと遠くのデータセンターとかにサーバーを置くという形になっております。

また、バックアップにつきましても、県外へのバックアップというふうなことも含めて今現在検討しておりますので、それで対応を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございますか。

○中村委員

ネットワーク管理事業は、事業計画年度を見ますと、平成28年から令和6年までの9カ年という計画になっておりますが、平成28年度からスタートしておりますが、現在、管理事業を委託しております会社はどういうところがあるわけですか。

○上甲情報推進室係長

今ネットワークの委託運営と機器の保守等を委託しております業者は、四国電力系の株式会社STネットというところに委託をして、運営をいただいている状況です。

○中村委員

そうすると、令和6年ぐらいまでずっと、契約期間は既に決定しておるわけですか。それとも単年度会計ですから単年度ごとに入札するような格好になっとんのですか。どういう手続を踏んで、令和6年度まで継続されるわけですか。

○上甲情報推進室係長

契約につきましては、保守契約につきましては単年度契約ということにしております。機械の寿命がきまして補修ができなくなった段階で、次の

機器の更新を検討いたしまして、その時に最適な事業者を選択すると。機械につきましては、入札ということで、安いところから選定をしているという状況になっております。

○中村委員

入札方式はどのような入札方式になっておりますか。その内容をお尋ねします。

○上甲情報推進室係長

機械の入札につきましては、こちらのほうで機械のリストがありますので、その機械に対して、最低価格を提示したところが落札をするという形になっております。

○佐藤総務分科会長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、ふるさと納税推進事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは121ページのふるさと納税推進事業をごらんください。

ふるさと納税推進事業についてであります。ふるさと納税をしていただいた方に、市内の特産品の送付を行うことで、特産品のPRや生産性の向上につなげるほか、企業版ふるさと納税による新規事業の推進と基盤整備を図るものでございます。

平成30年度は7月豪雨災害の支援に係るご寄附を全国からいただいたほか、魅力的な返礼品を増やすことやこれまでにご寄附いただいた方へPRをすることで、前年度より倍以上の1万1969件、2億2529万9000円のご寄附をいただきました。具体的な取り組みといたしましては、4回の特産品選定委員会による返礼品の追加、メールマガジンの発行、都心部で開催されたふるさと納税PRイベントの出店になります。

今後は引き続き魅力ある特産品を増やすことと都心部に向けたPRを行うとともに、SNSやメールマガジンを通して、これまでの寄附者とのコミュニケーションを図って西予市を応援していただくファンづくりに努めてまいりたいと思っております。

なお、379万7000円の不用額が生じておりますが、想定よりふるさと納税の申し出が少なかった

ため、返礼品送付に伴う調達費や手数料等の経費が減少したことが要因でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

提言に対する回答の中で述べていただきましたのであれなんですが、返礼品として体験型のものを出せないかなということをおっしゃったので、そういうものが実際にできたのかどうかということをお聞きしたかったんですけども、最初に説明してもらった中で、朝霧湖マラソン券とか、宿泊を含めたやつの中の話を出していただきましたので、その辺は理解したわけなんですけども昨年は豪雨災害もあったということで2億を超えてのご寄附をいただいておりますが、災害に対するふるさと納税といいますか、寄附金というのは、大体の金額でどのくらいあったのかおわかりですか。

○一井まちづくり推進課長

約8000万円の災害、返礼品なしの寄附金をちょうだいいたしております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○中村委員

西予市民がよその自治体に納税して、結局、西予市が実損を被ったというのは、どの程度か推計できるわけですか。

○一井まちづくり推進課長

現時点では、調査精査をしておりません。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○二宮委員

事業内容の中に、平成30年度特産品プロモーション動画の制作ってあって、リピーター確保の仕掛けづくりとあるんですけども、下の実績のところには、メールマガジンを発行したとなってるんですけど、プロモーション動画というのはできてるんでしょうか。もしできとんやったら見れるんでしょうか。

○一井まちづくり推進課長

現在編集して成果物ができているんですけど、まだ公開に至ってはいない状況でございます。今年

度には、公開する方向にあります。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、公共施設等総合管理推進事業について、理事者の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは123ページの公共施設等総合管理推進事業をごらんください。

公共施設等総合管理推進事業についてであります。西予市公共施設等総合管理計画を基本として、施設分類ごとの管理計画方針を策定いたしまして、それらに基づいた施設等の管理が行われているか進捗管理するものでございます。

また、学校施設等の跡地利用や空き施設の利用促進、既存施設の集約化、複合化などにより、維持管理費の縮減のほか、空き施設に関しては、企業誘致も視野に入れております。しかしながら昨年の7月豪雨による災害を受け、被災した施設もあり、暫定的な利用を行っている施設もございます。

平成30年度は、耐震性のない建物の新規貸付を原則禁止とする旨を公共施設等総合管理計画に追記をいたしました。今後はおくれております各施設の方向性を定める個別計画の策定を目指しまして、当事業を実施するにあたり、適切な組織体制とランニングコスト低減のために、予防保全を実施する体制の強化を図りたいと考えております。

令和元年度以降は、各施設の個別計画や解体計画の市民への公表、説明会の実施などを予定しておりますが、解体費用の財源の交付税措置が現時点では存在をいたしておりません。あわせてアスベストが建物に含有されていた場合に、解体費用が増額をするため、費用の平準化が図られるよう、市の財源と照らし合わせながら、慎重な計画の策定が望まれるところでございます。

また、平成29年度に引き続き公共施設14カ所の劣化度調査を実施いたしまして、公共施設の跡地利用時の参考といたしました。結果として旧耐震基準において建設された建物は、劣化度も高くなっておりまして、計画的に取り壊し、または長寿命化の判断をしなくてはならない状況でございます。

今後、小規模多機能自治拠点整備事業を進めるに当たり、自治センターの建物には、地域の公共施設をなるべく長寿命化などで再活用できるような仕組みづくりが大切だと考えております。

なお、21万6000円の不用額が生じておりますが、公共施設劣化度調査委託業務の入札残となりますけれども、不足の事態に備えまして減額措置は行わなかったものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

国や地方自治体が管理しておりますその公共施設を適正に管理して、国民というか市民に安心・安全な、そういう適正に管理することによって経済活動とか、そういういろんな形で寄与されておるものについて、全国的にこういう管理計画を立てて適正に管理していかないといけないというような状況になってきたので、こういう事業が展開されていると思うわけですがけれども、これは国が音頭取りをして全国的に旗振りをしておると思うんですけれども、ちょっと私はわかりにくいんですけれども、国として、こういう公共施設の総合管理計画について、地方自治体に対して、どのような指導、監督といいますか、計画を指示してきておるのか、それにのらないと今まで聞いた中では、解体に係る交付税措置などもやられないというように聞いておるわけですがけれども、現時点でどのような形で国から指示が来ておって、西予市はどのような対応をしているのか、今聞いただけではそこら辺の関連がわかりにくいのでお願いします。

○一井まちづくり推進課長

この公共施設の適正管理計画の取り組みについては、日本全国取り組んでおるんですけれども、やはり各自治体温度差がございます。早い自治体におきましては、15年以上前ぐらいに単独で取り組まれておられるところです。その後、国としても強制ではございませんけれども、先ほど委員が申されました、市民への公表とか、適正な財政計画に基づくこういった公共施設の管理計画を定めていけというような指導は来ておりますし、それに対するマネジメントもしっかりやっ

ことで、技術的助言等もいただいているところでございます。また、策定に対するマニュアル的なものも提供をされているところでございます。

当市におきましても合併以降、同じ利用目的の施設も複数ございますので、施設の複合化、あるいは老朽化施設について、かなりの解体費用が発生してきておりますので、計画的に適正に除去、あるいは譲渡なりができる姿を、できれば公共施設白書というんでしょうか、そういったもので目に見える形でオープンにしていかなければならないかなと感じております。

また、それに対する行政組織の組織体制も確立をしていかなければならないというところです。またあわせて、この施設、個別の解体計画をしっかりつくらないと新たなものをつくる場合においても、それが必須のものになってきておりますので、しっかりと今後計画を見据えて、個別個別の方向性、その施設についてどういう方向性をしていくのかというカルテづくりを今年度進めていくようにはしておるところでございます。ですので、国としましては補助を受けるに当たっての最低のこういうのをつくって、カルテをつくっていくというのが、今後、条件になってくるような状況でございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」まちづくり推進課所管分において、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時20分)

【監理用地課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時22分)

次に、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の監理用地課所管

分についてを議題といたします。

それでは、通告事業、道路地籍整備事業について、理事者の説明を求めます。

○小玉監理用地課長

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」監理用地課の所管事業に関しまして、説明をさせていただきます。まず通告のありました事業に関して、説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書107ページの道路地籍整備事業をごらんください。

合併以前に整備された市道において、一部用地が未登記となっていることへの対策として、市が雇用した測量士が用地測量を実施して、未登記地の解消を図ることを目的に、平成26年度から取り組んでいる事業です。対象となる市道は650路線で、測量を要する箇所は3,471筆あります。これを8年という期間で、年間300から500筆のペースで測量を行い、地積測量図を作成して、分筆登記を行うという当初の計画でありました。

しかし、中間時点の平成29年度までの進捗率が15%弱であったことから、従来の登記を前提とした公共測量に準じた測量から、原則として、用地の使用承諾を得るための部分的測量に変更し、事業期間を12年として、着実に推進すべく見直しを行いました。

そのような中で、平成30年7月豪雨により本市は甚大な被害を受け、その復旧・復興の取り組みを進めることが急務となったため、当課の用地登記係4名、測量士を含めた担当職員のほとんどが他の必要とされる部署へ異動配属されることとなりました。

これにより道路地籍整備事業は、年度途中で中断となったため、平成30年度の実績は20路線、44筆にとどまり、事業開始から5年間の累計では、路線数にして21%、筆数で17%の進捗率でありました。

なお、残る職員、用地登記係1名においては、災害復旧を初めとした現年度事業に伴う登記事務を行う傍ら、道路地籍整備事業の再開に備えた整理や確認などを怠りなく進めることとしております。

以上をもちまして、監理用地課の所管事業に係る説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

対象路線が650路線、3,471筆をベースに、12カ年計画で、令和7年度までに完了するというところでスタートしておられるようですが、その実態がそれだけあって、災害があったからちょっと停滞しておるという説明ですけれども、これを全部市へ所有権移転して、結局地目上道路というような形にしていくわけですけれども、そのためには全体で残りをやるのにお金がどれぐらいかかるのか、そして、災害がこれから起こらなうとして、通常やれるほど毎年やれたとして、いつごろまでに完了するのか。今先ほどの中身では、取得するんじゃない、何か承諾をもらうということで処理できるというか、処理したことにするというか、そういう話もあったようですけれども、その辺も含めてもうちょっとわかるように説明いただきたいと思います。

○小玉監理用地課長

先ほどの説明にもありましたが、公共測量に準じる測量から部分的測量に変更するというところで、これは委員申されましたように使用承諾を得るための策でございます。ですので、分筆登記をして、市に所有権移転登記を行うということまでは行いません。そのような変更を平成29年度に行っておりまして、令和7年度までの12年間で進めるというふうに計画をしているところでございます。

○中村委員

そうすると費用はかからないということですか。今ほどお尋ねしたかったのは、令和7年度までにやりたいということであれば、今後費用は発生しないということですか。

○小玉監理用地課長

経費につきましては、測量をする職員の人件費がかかります。それからあわせて、職員が測量するのが困難な急傾斜地とか、そのような箇所については、業者委託をすることとしております。そのための予算も計上しております。ちなみに、平成30年度の業者委託の実績としましては、1筆、1路線、惣川榑原線において、測量を委託しております。その経費が351万円となっております。

○中村委員

今までのように公共測量ではない形で経費節減と手際よくやりたいということで、現在の持ち主と使用ということで、使用承諾を得るということで、のちのち問題は発生しないのでしょうかね。そこら辺がちょっと心配なわけなんですけどね。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時29分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時30分)

○小玉監理用地課長

今回の使用承諾に関しましては、固定資産税の非課税処理が完了しているかどうか、まずそれを確認の上で完了していない案件につきまして、測量を行いまして、固定資産税非課税面積の確定を行う。そのような目的で事業を進めております。そのようなことで所有権の移転云々ということではなくて、現時点では、使用承諾を得て非課税措置を確認する、徹底するっていうふうに進めております。

○中村委員

いろんなことが想定されるわけですがけれども、問題先送りにならんようにしてもらいたいわけですがけれども、結局、相続相続ということですから持ち主が変わっていく、あるいはまた別の売買によって所有権が移動していくということになったときに、そこら辺まで持ち主が変わったところで承諾書が、抵当権のように登記簿上、丙部に記載はできてないと思うんですよね。問題を生じないのかなと思っておるとこなんですけどね。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時32分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時35分)

○小玉監理用地課長

当事業の目的なんですけれども、固定資産税の非課税の確認をすること、非課税になっていないものに関して、道路用地でありますから、それを非課税の処理をすること。それからもう1点ですけども、言われたような所有権の移転に関しては、現状として市道として整備されているものでありまして、道路法上、その所有者は市であるというふうに裁判の事例でもあるようでございます。そのこともありまして、その市道に係る用地部分の使用承諾管理に関して、市が行うことを承

諾するっていう旨の承諾書でございますので、市が責任を持って、その用地部分について、管理をしていく。そのための、どこまでが市道に境した土地なのか、どこまでが民地なのかっていうそこら辺を測量して確定させる。そのような作業を行うというのが目的だと思っております。

○中村委員

ことしからか去年からそういう使用承諾ということで方針を変えた。それで通るのであれば、今まで莫大な時間と金をかけてきたのは何であったのかと。そういうことが早くからわかっているのであれば、そういうようにやればよかったわけで。そうすると今までの時間と予算をかけたことは何だったのかなと。これは市として、何か考え違いがあってそういうことをやってきたのか、それとも、よその市町村でもそういうことでやったから同じようにやってきたということなのか。市としての行政の取り組み方としては、今まで莫大な時間と金をかけてきたわけですので、それを大幅に方針転換されるということになると、どういうきっかけでそうなったのか。じゃあ今までの事は、市の行政の失態なのか、その辺よく私にわからないんですけども、どう考えておられるのかなという気もするわけですがけれども。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時38分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時38分)

○小玉監理用地課長

この事業のてんまつに関しまして、当時担当係長でありました村上補佐に詳細の説明をさせていただきます。

○村上監理用地課長補佐

先ほど課長が言いました29年度の道路地籍整備事業の見直し、事業計画の変更について、市長、副市長、部長、建設課等々の事業課含めまして、協議いたしまして、そこで計画変更となりました。それが30年度から対応するように、29年度に会議を開きまして、計画を変更しました。

○中村委員

それは協議の結果言うてその事実だけを伝えられても、なぜそういうことになったのかということをお尋ねしとるわけですよ。今まで公共測量に準じて、そういう分筆測量して分筆して、所有権を市に移転してやってきとったことが、今まで時

間と金をかけてやっとなったことが間違いだったということを含めて認めあったということだけであって、それで間違ごうとなったから30年度からこうしますよと言われたんでも、それはちょっと違うんじゃないかなと。何かそこに方針転換ということについて、もう少し明文の説明がほしいわけですけどね。

○小玉監理用地課長

元の説明でもいたしましたように、途中経過が思わしくなくて進捗が進んでいない。それをとにかく早くしないといけない、進めなければならない、そのような考え方で、公共測量に準じて分筆登記を行うという形態から、使用承諾を得るというふうな形に直した契機がございます。それは、当初のやり方が誤っていたということではなくて、本来であれば、おっしゃられるように登記をして、所有権の移転を行うべきものではありませんが、それに変わるやり方も、裁判の事例などをひもといてみますと、それで大丈夫だというような情報も得まして、その辺の検討の上で、現在の形に至ったものというふうに理解しております。

○井関委員

今のことにに関してなんですが、実際野村で、道路の所有権を主張されて、そこは自分とこの土地だからということで道路封鎖をされました。それで道路封鎖をされたので、そこを通れるようにということで警察にも言ったんですけども、まずはそこをのけなさいという通告をして、それから順番にたどっていかないとそこを解除できないということで、結局半年以上かかったんじゃないかな、そのぐらいかかってやっと解除していただいたんですけども、なかなかその本人が納得できないということでもいろいろもめた経緯があるので、今中村さん言われましたが、登記ができてないことによってこういう問題になったわけでございますので、今のところはまだ、その後もう1回封鎖するって言いよなったけど、今は封鎖されてないですけど、警察の野村交番で見回りをしているんですけど、今のところは封鎖に至っておりませんが、また封鎖をするというような話も出ているので、その辺をよく、この承諾書でいいのであれば早く承諾書をとってほしいなという気がいたしておりますのでよろしくお願ひします。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時43分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時45分)

○小玉監理用地課長

それぞれの事情とか、事案もあることと思ひます。事業がただいま中断しておりますが、そのための確認、調整を行っております。そこらあたりは、道路管理者とよく確認をしながら、どんな事業をどのような形でっていうのは、再度よく調整はしておきたいと考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の監理用地課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時46分)

【西予消防署】

【消防総務課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時48分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の消防本部消防総務課所管分についてを議題といたします。

通告事業、常備消防施設整備事業についての理事者の説明を求めます。

○酒井消防総務課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の消防本部所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について、順にご説明させていただきます。なお、歳入についての未済額や不納欠損はございませんので、通告事業についてご説明させていただきます。

まず、決算書は242ページ、主要な施策の成果報告は77ページ上段の表をごらんください。

常備消防施設整備事業についてであります、事業の内容といたしましては、常備消防、つまり消防署の車両更新計画に基づき、走行距離や老朽化を勘案しながら更新を図るとともに、社会情勢の変化に対応するために、消防活動用の資機材や庁舎を含む消防施設を適切に維持管理するものでございます。

活動成果の状況は省きまして、実績評価をごらんください。平成30年度では、過疎債を活用いたしまして、老朽化しておりました野村支署の救助資機材搬送車を最新の救助器材を装備した救助工作車Ⅰ型に更新し、救助体制の一層の充実強化を図ることができております。なお今後も、車両更新計画に基づきまして、随時車両を更新予定としております。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

野村支署に配備された救助資機材搬送車というのは、以前本署に装備した約1億円のあれと同じもんと考えていいのでしょうか。

○酒井消防総務課長

救助工作車の種類といたしまして、今回購入したのがⅠ型でございまして、前回本署に入れたのがⅡ型でⅢ型までございまして、救助資機材の積載品がそれぞれ違っておりまして、今回入れた野村支署の救助工作車Ⅰ型というのは、コンパクトで機能がよい小さ目の救助工作車ということで、装備のほうも本署の救助工作車にはちょっと劣るというような形で購入しております。

○二宮委員

Ⅱ型の本署の分ですけども、昨年度1年間の出動状況ってわかりますか。

○酒井消防総務課長

昨年度の西予消防管内の救助件数についてお答えいたします。

平成30年度救助件数は、総数で72件です。内訳といたしましては、宇和が32件、野村が36件、明浜2件、城川2件、以上のような出動体制となっております。

また、野村支署に配備した救助工作車を購入後なんですけど、今までの間に10件の救助現場に出動しております。

○二宮委員

高速道路の使用ってのはなかったんでしょうか。

○酒井消防総務課長

高速道路にも当然出動するんですけど、どのような場面の救助出動にも対応できるというところで装備をしております、野村支署管内であれば山岳が多いので、転落事故等の対応をする資機材を重点的に積んどるような状況でございます。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、消防団管理運営事業について、理事者の説明を求めます。

○酒井消防総務課長

続きまして、決算書は240ページ、主要な施策の成果報告は77ページの下段の表をごらんください。

消防団管理運営事業についてであります、事業の内容といたしましては、消防団員の報酬、災害補償退職報償金負担金、消防団員福祉共済掛金、団員の出動手当及び危険手当、方面隊運営費、団員の研修費でございます。

活動成果の状況を省きまして、実績評価をごらんください。平成30年度では、消防団員の報酬、災害補償退職報償金負担金等が、条例定数分の1,750人分、消防団員福祉共済掛金が実団員数の1,708人分を支出しております。昨年度、消防団の条例定数と実団員数の乖離を縮めるために、定数の見直しを行ったところではございますが、少子高齢化等によりまして、団員確保に苦慮しているのが現状でございます。

今後も地域の消防力を強化するために、機能別団員の加入などにより、団員定数を維持できるよう進めてまいります。また、消防団員の研修の場となる愛媛県消防学校への入校が、平成30年7月豪雨災害や台風接近等の影響によりまして中止となり、計画通りの研修ができておりませんが、今後も継続して消防学校へ入校させ、消防団員の知識や技術の向上を図るとともに、災害対応力の強化を図っていくこととしております。

最後になりますけど、不用額の351万3000円につきましては、主に消防団員の災害出動危険手当

でございます、これは、平成30年2月の凍結漏水調査等がございましたので、平成30年度も減額せずに不測の事態に備えたところでございます。

以上で、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」消防本部所管分の説明を終わりとさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

消防団の出動に対しての手当が出ていると思うんですけども、平成30年度は、7月豪雨ということでかなりの数の出動団員数があったと思うんですが、実質100万程度しか増えていないわけなんですけど、それで全て把握できているのかなという気がするんですけども。災害そのものではなく、後の片づけに消防団の方かなりの大勢の方が出してもらったと思うんですが、そちらのほうはカウントされてないんですか。

○酒井消防総務課長

まず平成30年度の消防団員の出動回数なんですけど、平成30年度は、6時間以内の出動が延べ1,540人、6時間以上の出動が延べ4,134人、合計の5,674人の団員が出動しております。

また、7月豪雨の災害危険手当につきましては、昨年度補正で888万5000円増額したところでございます。なお、災害危険手当の支出額といたしましては971万1000円、延べ3,956人の団員が出動しております。

○井関委員

補正で880万って言われましたが、その金額も含めた金額が1170万でよろしいんですか。

○酒井消防総務課長

そのとおりでございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時59分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時02分)

○中村委員

一番下に、団員減少に歯どめをかけてはいるがというようなことが書かれておりますように、条例で1,750人に下げたわけですけども、それに

もかわらず、実数が1,708人というようなことで50人近くの方が少ないということですが、訓練なんかで見かけますと三瓶とか明浜には女性団員も結構おられますが、私宇和なんですけれども、女性団員を募集しておるとかというような話を聞いた記憶が、宇和のほうでは見かけたこともないんですけど、何かどこかでそういうような具体的に周知方法を講じて、団員募集なんかされておるんですか。

○酒井消防総務課長

今ご質問の女性団員の募集についてなんですけど、県の事業として取り組みがございまして、毎年、歴史文化博物館を会場に、年に1回は女性消防団員が集まって、募集ではないんですけど、そういう催し物をして活性化を図ろうというような活動はしております。現在のところ、市といたしまして、女性消防団員を募集とまではいってないんですけども、自主的に入ってもらっているのが現状でございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○井関委員

団員、幹部の方の消防学校入校の件なんですけど、22名ぐらいずつ予定されているようでございますが、去年は8名だったということですけども、これは何日間ぐらいの研修に行かれるんですか。

○酒井消防総務課長

消防団員の研修につきましては、平日はできませんので、土日を利用して研修に参加してもらっておりますので、最高2日間というようなところでございます。

○宇都宮委員

先ほど中村委員からあった女性団員の件ですが、うちの地区にあります。うちの家内も隊長か何かしらんがしよったことあるんですけど、これ今思うに、今、何か出初式のパフォーマンスだけでやる見方しかしてないんで、これは私おかしいと思うんですよ。実際災害になったときに何が大事かといったら、例えば、男性の団員の手伝いしたりとか、炊き出ししたりすることが目的なんで、なんかしらん見よって、私それ一番感じます。ただ珍しいから、愛媛県にはあんなのがあって、やりよりますみたいなか、実際に女性がホース伸ばして水出すより、男の団員の補佐する。それか

ら、みんなで地域を守ろうという意識が大事なんです、本当に必要性はある思うんですよ。ただ何かずれているなという感じします。

○酒井消防総務課長

ご提言ありがとうございます。先ほど申しました明浜分団の女性の方なんですけど、非常に頑張ってもらっておりまして、11月に全国の女性の消防操法大会ございまして、そこに出場が決まっております。今一生懸命最終の追い込みで頑張ってもらっております。男性に劣らぬ活躍をしていただいておりますので、私どもは自信を持って、現場でも活動できると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤総務分科会長

ほかにごいませんか。

○佐藤総務分科会長

消防団員の確保に本当に苦慮しているというふうの実績評価のところにあるわけなんですけど、ここの中でも、消防団もOBでやめましたよとかって言われる方いるんですよ。でもまだ元気で、バリバリ多分できるんじゃないかとは思いますが、その機能別の消防団員とか、消防団の定年というか、大体やめられる年齢的なものは、消防署で把握はされておりますでしょうか。

○酒井消防総務課長

消防団員のまずは定年なんですけど、特に設けてございまして、特に野村山間部の惣川地区とかは平均年齢としても、結構年のとられた方が多くて大変であるということは聞いております。やっぱり機能別消防団員を、昼間の消防力の低下というところがございまして、地域の昼間の消防力、やはり地元におる方が活躍していただきたいということで、地元にいるOBの方であったり、市役所の職員も機能別消防団に入っていて、特化型の機能別消防団員としてご活躍をいただいております。

○佐藤総務分科会長

それで、消防署として、消防団の確保について、何か対策的なものはなされているのでしょうか。こういうふうなことを今して消防団員を誘致していますよとか、そういった何かの対策的なものはなされておりますか。

○酒井消防総務課長

対策になるかどうかわかりませんが、事業所訪問をしております、事業者の協力がなくて

は、消防団員の加入促進ができないということで、事業所を回っているのと、あと、高校生を対象に、消防団の勧誘というか、加入促進で市内の高校は既に回らせてもらっておるところでございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の消防本部消防総務課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時09分)

【教育部】

【教育総務課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時21分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の教育総務課所管分について議題いたします。

通告事業、小学生夢チャレンジサポート事業について、理事者の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の教育総務課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について順にご説明させていただきます。

小学生夢チャレンジサポート事業ということでございますが、成果報告書71ページ、決算書は247ページからとなります。

この事業は、市内の小学6年生の学級、または小規模な学校から応募のありました夢の中から1件を選定し、団体等のサポートを受けながら児童らの夢を実現するもので、夢の実現に向けてみずから実行する力をつけさせることを目的に平成29年度から実施しております。

平成30年度は5校7学級の中から、明浜小学校6年生の夢を選定しました。実現した夢として、1つ目には青い目の人形を通して、徳島県の神領小学校との交流を行いながら、平和学習を深めることとしまして、その実現のためには、地域の方のサポート等を得ながら、青い目の人形の歴史やその時代背景を事前に学習し、有意義な交流ができるようにする。

また2つ目には、3学期の参観日で発表する文楽の演目に役立ちますよう、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷で観劇をすることとしまして、より充実した夢の実現となるように地域の方による文楽指導や人形浄瑠璃の本場である国立文楽劇場において、人間国宝吉田氏の公演観劇と演技指導を受けるといったものでした。

実施後のアンケート結果では、対象児童12人全員が、満足ができた。今後の新たな夢や新しいことに挑戦するときに、今回の夢の実現がとても役に立つと答えてきています。

また、夢をかなえるためには何が必要かとの問いに対して、努力、実現する気持ち、意思、諦めない心、まず一步を踏み出す、夢がかなったらどんどん難しい夢を持つなど、将来に向けた関心、意欲が育まれたものと考えております。

また、課題でありました応募数については、令和元年度において7校10学級と増加いたしました。これは平成30年度の審査委員による事業検証会において協議を行った中で、学校への依頼時に児童が提案した夢の内容が不十分な場合は応募しないとするのではなくて、各学校の総合的な学習の時間のテーマに沿った夢の応募も可能とするということ。また、事務局としまして、審査基準を変更して、児童が提案したものの評価が高くなるように、子どもらしい発想、オリジナル性の評価項目を追加するなどいたしまして、応募がしやすくなるような配慮を行ったことによるものであるというふうに考えております。

以上、小学生夢チャレンジサポート事業について、ご説明といたします。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

大変いい事業だと思っておるんですけども、初

年度大野ヶ原が、大根を持って東京で販売された事業だと思うんですけども、今回は青い目の人形を通しての徳島への交流ということでございましたが、この事業が、もし子どもの夢が大きかった場合、例えばこの今の青い目の事業に関して言いますと、アメリカへ行ってみたいというようなことを言い始めたときに対応してくれるのかどうか、やっぱ子どもの夢なので、ある程度、人数を絞らなければならないかもしれませんが、夢をかなえてあげたら将来西予を担ってくれる子どもになっていくんじゃないかなというような気がするんですが、その辺の対応として、夢が大きかった場合の対応はどういうふうに思われているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時25分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時26分)

○垣内教育総務課長

基本的に、当初予算額が100万円での事業になっておりますので、そのことも各学校に提示して募集をかけておりますので、それに見合ったものというふうに学校としては考えていただいているところが現実でございます。

この応募があったものについて検討する中で、予算額がかなりオーバーするようになっていくことがこちらのほうに見えてきましたら、また学校ともやりとりを事前にさせていただいてというようなことになってきます。その結果を踏まえて審査会で検討していただくこととなりますが、1事業100万円という基本的な線がございますので、それなりに考えていただいているという状況でございます。

○井関委員

例えば6年生全員っていうわけじゃなくて、その中の何名かの夢をかなえるというようなことでも審査は通るんですか。

○垣内教育総務課長

基本的にはクラスごと、小規模については学校単位というふうに定めております。

○井関委員

夢チャレンジなので、できるだけ子どもたちが夢を抱いたときにそれをサポートできるような方向性を見出してほしいなと思いますので、今は100万円の事業となっておるかもしれませんが、

今後この事業もうちよっと夢をもって大きい事業にさせていただくようなことも一つ考えていけるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたらと思います。

○二宮委員

この事業29年度から今年度の3カ年の計画年度というふうになつとるんですけども、財源見たら、その他と一般財源になつとるんですけども、そもそもどこから出てきた事業なのか、国がこういうような特色を生かした学習、事業しなさいよと言って考えられたのか、市独自で考えられたのか、そういうもともとのこの事業のところがあれば教えていただきたいなと思います。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時29分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時29分)

○垣内教育総務課長

市単独事業として、西予市子ども教育振興基金を活用しての事業となっております。

○二宮委員

そうであるならば、また来年度から、多分新しい計画年度になると思いますので、先ほど井関委員が言われたようなことも踏まえて、そこでもう一度その基金がどのぐらいあるか私わからんですけども、予算も含めて、また検討して、よりよい事業にさせていただきたいなと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、せいよ東学校給食センター建設事業について理事者の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

せいよ東学校給食センター建設事業ですが、成果報告書74ページ、決算書は297ページからとなります。

この事業は野村小・中学校にあります給食調理場の老朽化が進み、学校給食編制基準の遵守が大変難しくなっていることから、配送可能区域であります城川小・中学校の給食調理場を含めて集約し、効率的に安全で安心な食の提供を安定的に行うことを目的に平成26年度から事業を展開してまいりました。しかしながら、完成間近でありました

平成30年7月豪雨災害で被災したことにより、新たな建設時での再建となったものです。

このため30年度において急遽新たな建設地の選定を行い、建設地となりました野村中学校グラウンドにおいての地質調査及び基本設計に着手をいたしました。間もなく建築工事の入札を実施し、令和2年9月の供用開始を目指しております。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

先日総務常任委員会で、中学校のグラウンドの端のほうへ給食センターができるということで、いろいろ現地で説明をお聞きしたわけですけども、その中では、平面図なんかはちょっと見たんですけども、調査結果でことし3月から4月に地質調査をやって、4月から7月に実施設計をしてということになって、もう設計も済んだということであの図面見せていただいたと思うんですけども、基礎工事はどういうことになつとるんですか。杭基礎なんかが入つておるんですか。一部2階建てとあのとき聞いたんですけども。基礎はどのような構造になつておるんですか。来年9月までということになってますからね、それで今度、今議会の追加議案で、請負契約かなんかが出るんじゃないんですかね、わかりませんが私は。予定ということで聞いておりますけれども。そうすると、標準工期から見て、大体平屋建ての建物で1年間にかかるだろうと思うんですけども、もっと早くならんのかなというような、あれぐらいの建物であれば思うわけですけども。その辺どういう構造になつとったかなと思って参考までにお尋ねしたわけですが。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時34分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時37分)

○垣内教育総務課長

基礎の工事につきましては杭の方式ではないというふうには伺っております。正式名称を忘れてしまったけれども、杭ではないっていうことだけは確認できております。

○佐藤総務分科会長

ほかにございませんか。

○井関委員

現地を見させていただいたときにも話題にも上がったんですけども、職員の方の車を置かれる前にネットができないという話を聞いたんですけども、なければ車にどうしてもボールが当たるんじゃないかなというのは誰しも思うことなんですけど、その辺の対応はどうされるんですか。

○垣内教育総務課長

これは平成30年度に中学校のグラウンドに建設にというときに、学校とPTA等の協議をさせていただいたときには、可動式のフェンスにしてくれという強い要望がございました。そういうことで、今のところはそういうふうを考えております。今回、議会からも提言いただきましたので、また学校のほうと話をしたいというふうを考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、生徒国際交流事業について、理事者の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは、生徒国際交流事業ですが、成果報告書93ページ、決算書は245ページからとなります。

この事業は、国際化の進む現在において世界の共通語である英語の取得が不可欠な中、これからの西予市を担う少年たちを海外に派遣し、英語圏の国での研修を行うことで、英語力の基礎と国際感覚を養い、国際化時代にふさわしい人材の育成を図るものです。

平成30年度の個人負担割合は、事業費の2分の1以内、上限17万円で行いました。30年度は市内中学3年生18名がニュージーランド研修に参加しまして、現地の語学学校での英語研修やホームステイ、これまでも交流のあるタラデルハイスクールの生徒との交流など、充実した研修を行いました。研修参加の前と後では明らかに自己表現力や積極性、英語力の向上が見られました。

今後においても参加者の将来の進路に影響を与え、国際感覚と広い視野を持った次代を担うリーダーとしての成長に寄与できるものと考えており

ます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

先ほど出てきた夢チャレンジサポートとの兼ね合いで、それは小学生ですから。ぜひ中学生になったら世界に羽ばたけるよと。そっちのほうでまたひっかけていけばいいだろうし、13人が18人に拡大していただいた、こうして数字を見て、随分安心しました。やはりこういった国際交流と訴えながら、実際に縮減する方向であったのを非常に憂いていたわけです。そこをまた復活して18人ということでもことしの実績は何人になっているかということをお聞きしたいことと、それから18人の学校別の割合もお聞きしたいと、以上です。

○垣内教育総務課長

ことしは18人で募集しましたが13人でした。

それから、平成30年のときの中学校の割合は、人数でお答えしますが、明浜1、宇和7、野村7、城川2、三瓶1の18名でした。

○竹崎委員

ことし13人であったということは、実際にその希望そのものが出なかったということですね。過去に10数年前から復活したときに、希望者が多くって、各校で面接し、それから本部から面接官が行って、実際に面接してっていうことはあったわけです。行きたくても行けないって涙を流した子が何人もいました。そういう状況から見て、えっと思ったんですが、18人募集して、わずか13人ということで、この夏もう行って帰っているはずですよ。ちなみにもう一度その町別の内訳を教えてください。

○垣内教育総務課長

確かに18人募集して13人ということで残念な結果ではあったんですけども、これは面接もしっかりさせていただきました。13人全てやっていけるだろうということで採択をさせていただきました。この13人で確かに残念だったんですけども、内容的にはすごくよかったと。向こうの受け入れ側からも、ことしの13人は大変よかったという評価をいただいておりますし、ホームステイ先の家庭でも、本当に今回いい子が来てくれたっていう

ことでかなり評判の高かった子もおりまして、それだけ意欲の高い生徒たちが応募してくれたというふうには考えておりますので、ここの部分については、成果が非常にあったんだろうというふうに考えております。

実績ですけれども、横浜0、宇和6、野村3、城川0、三瓶4となっております。

○竹崎委員

なぜこれをお聞きしたかというと、できるだけ各町のバランスをとっていただきたいというのと、実際に私の関係した子どもたちが2人キャビンアテンダントになって、1人は国際線、1人は国内線ということで、頑張っているわけです。こういうそのときの子どもの言葉で、私は世界に羽ばたきたいっていう夢を持って面接にアピールしたわけです。当然通って、実際に行って、その夢をかなえているわけです。ですので、小学生の夢チャレンジもそうですが、中学生の子らももっと啓発して、この18人という数字を、少子化になっているのはわかっています、わかっていますけど、可能な限り挑戦してみようという呼びかけはぜひ今後とも継続していただいて、国際交流に力を発揮できるようにしていただきたい。

最後の質問です。

まさか飛行機を使うパターンでトランジットなんかいうことをしたりしてはないですよね。必ず泊を伴って、例えば私たちが行っているときに、原案がオーストラリアだったんですが、シドニーをトランジットで2時間か3時間ですぐ引き返すという別の市が採用しているのをそのまま西予市が採用しようとしたんです。冗談じゃないと。シドニーにもちゃんと泊を伴って、せめて行ったんだったらシドニーの状況を把握してから帰ろうじゃないかというんで、トランジットは拒否したのが通ったんですが、ひょっとして、最近金銭的に大変だって聞いていたので、そのトランジットとかいう形になっただけじゃないだろうかという心配をちょっとしただけです。念のために問い合わせます。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時46分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時47分)

○垣内教育総務課長

成田発ニュージーランド着直行便です。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の教育総務課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時48分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時48分)

認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

特別会計決算書は12ページからとなります。

本事業は、本市出身の優秀な学生または生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対し、学資を貸与し、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としまして、高等学校月額1万5000円以内、それ以外の学校月額3万5000円以内、医学部・薬学部においては月額各5万円以内を4半期ごとに貸し付けております。奨学資金の返還につきましては、学校卒業後1年を経過した日から12年以内に、年賦または半年賦、月賦で返還するものです。

平成30年度は15名の新規申請者を含めて、貸付者数は大学26名、短大・専門学校9名、高校5名、医学部3名の計43名で、各貸付金総額は1740万円でありました。また、償還者数は延べ626名で償還金総額は2706万7000円です。

今後も引き続き、償還と貸し付けのバランスを見ながら利用者にとって魅力ある制度であるよう努めていきたいと考えております。

歳入における収入未済額につきましてご説明させていただきます。特別会計決算書18、19ページをごらんください。

1款償還金、2項償還金の収入未済額が1146万2000円となっております。この内訳は、大学・大学院の貸付金償還金の過年度収入分が8件の546万2000円、現年度収入分が2件の32万円、短大・専門専修学校貸付金償還金の過年度収入分が7件の260万7000円、現年度収入分が1件の10万300円、それから高等学校貸付金償還金の過年度収入分が11件の259万7000円、現年度収入分が6件の37万5700円となっております。

この滞納対策としましては、定期的な電話での督促と納付書発送を行っております。電話で、現時点での返済月額による完済までの年数などの説明を行いまして、毎月3,000円から1万円程度の分割納付というものを促した上で、納付書を発送するなどしているところですが、毎月の収納が確実に入るものは少ない状況というところになっております。

以上、教育総務課所管の認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○佐藤総務分科会長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今のところ、ここにはありませんけれども、将来不納欠損にしなくてはならないような状況というのは発生しそうなのでしょうか。

○垣内教育総務課長

できる限り償還を促すということで、努力はしていかないけないというふうに考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○中村委員

未償還金額が結構ありますけれども、これは、先ほどの説明ではなかなか償還が難しいし滞っておるとこのことなのですが、連帯保証人当然取っておられると思いますが、その方とのやりとりというのは、実際どういうようになってるのかなど。これ市民の税金というか、公金ですので、頑張っておられるとは思いますが、実際皆さん担当されておっても、何年かおるとまた人事

異動で転勤するということの繰り返しの中で、事務の引き継ぎはされておると思いますが、この未償還金の解消に向けて、これはどこの市町村でもあるんかもしれませんけれども、実際妙案がないから滞納が増えておると思うんですけども、何のために連帯保証人をとっておるのかなという気も一方ではするわけですけども、その辺はいかが考えておられますか。

○垣内教育総務課長

この件につきましては、育英会の理事会でも毎回議論になるところでして、その中で、先ほど説明しましたように、金額を減らして3,000円から1万円程度の分割納付っていうことも始めさせていただいておりますので、その中で償還金が大きな額ではボンッと返ってはこないんですけども、小っちゃい金額ですけども、引き続きずっと定期的にとはいかないところではあるんですが、なるべく少額でもぽつんぽつん入れてくれる方も出てきたりとかもしてまして、その決算のときそれだけで判断できない部分もあるわけなんですけども、先ほど言いましたように保証人っていうところまでを追いかけてっていうところは、今んところはしてないんですけども、とにかくお立場がわからなくなるようなことだけはないよということとで、そこだけは追跡調査をしてというところは努めているところです。

○佐藤総務分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時56分)

【学校教育課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時02分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般

会計歳入歳出決算の認定について」の学校教育課所管分についてを議題といたします。

通告事業の地域子ども学び場事業についての理事者の説明を求めます。

○富永学校教育課長

それでは学校教育課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、通告のありました事業について、説明をさせていただきます。

まず、地域子ども学び場事業についてです。決算書は251ページ、成果報告書は72ページからなるかと思えます。

この事業は、一人ひとりに応じた学習の充実や学校と家庭、地域の連携による確かな学力の育成を図るために、地域の指導者を活用した学習支援事業であります。具体的には、毎週土曜日に各地区公民館等の施設で、原則として小学校4年生から中学校1年生までの希望者を対象にして、地域の指導者による学習支援を行っております。時間といたしましては、9時から11時半。指導者については、地域の教員OBの方を中心に担当していただいております。

事業の評価といたしまして、平成29年10月にスタートしました宇和地区、これは中川公民館で実施をしております。翌1月からスタートした明浜地区、俵津公民館で実施をしております、の2カ所に加えて、平成30年度は、三瓶地区三瓶文化会館、野村地区ゆめちゃんこ、城川地区総合センターしろかわでも開始をすることができ、市内5カ所に学び舎を開設することができました。現在の参加者は小学生のみですが、子どもたちはほぼ毎回継続して参加をしております。

平成30年度につきましては、5カ所の合計で、開講数が161回、利用者数は延べ888名となっております。学習の習慣化や自立的に取り組む態度に向上が見られると考えております。また、普段の生活の中でもかかわりの深い地域の人の力をかりることにより、子どもたちとのきずな、地域とのかかわりもより深まっているように感じます。

今後の展開といたしまして、今年度は下宇和公民館を会場として、宇和地区に2つ目の学び舎の開設に向けて取り組んでいこうとしているところであります。今後も指導者の確保に努めながら、子どもたちの実態に寄り添い、学習の支援を行っていきたいと考えております。

学び場事業につきましては以上であります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

3カ所増えたということで人数も888人とかなりの人数になっているんですが、先ほど先生の確保をとということも言われましたが、先生の対応というのはできているんですか。

○富永学校教育課長

先ほどの888名というのは、延べの人数になりますので、具体的にいきますと、各会場においては、平成30年度におきましては、一番多い会場で15名、一番少ない会場では5名という状況になっております。各会場におきまして、2名から4名の指導者の方が付いていただいておりますので、その方々の範囲の中で、子どもたちへの対応を行っていただいております。

○井関委員

そしたら最大15名のところには4名の指導者がついておられるということでよろしいですか。

○富永学校教育課長

そのとおりでございます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○竹崎委員

888名、161回、これは小学生のみというお答えやったと思うんですが、ターゲットは中1までと最初説明されましたよね。中1の希望はやはり部活動等で出れないという現状そのものでしょうかね。

○富永学校教育課長

今ほどおっしゃられましたように、中学校におきましては部活動の関係もあるのではないかとというふうに思っております。あわせて小学校におきまして、スポーツ少年団等の活動もありますので、そちらのほうとの兼ね合いも含めながらというふうなところでの参加率ではないかなと考えておるところであります。

○竹崎委員

学校教育課ですので、素直にお聞きしたのは、今、部活動が週2回休みを取れというのは全国的に、そして県下でもそういう風潮に、大会前は多少片目をつぶってもらいかもかもしれませんが、そう

いう風潮の中で、土曜日もありじゃないかなと思うんですが、それでも出てこないのか。それともまだそれが徹底されていないからなのか。その辺の状況だけわかる範囲で結構です。

○富永学校教育課長

臆測の範囲にはなるんですけども、一つにつきましては、最初に部活の影響というふうなこともあると思いますし、あわせてPRの関係、こちらからの周知の方法であるとか、実際にこの学び場事業の中での成果であるとか、そういうふうな部分の蓄積をしていく中で、また、成果が高まっていくのではないかとというふうに思っているところではあります。

○竹崎委員

簡潔に言います。臆測に基づいた返答で感想です。というのは、ご存知のように小学校6年までと中1の間にすごいギャップがあります。中3までかんまんというのと違って中1だけやないですか。6年までのところへ一緒に紛れ込む心理状態には僕はならないと思っています。だからそこで、例えば中学生が参加するんだったら、別の部屋もあるんだよとか、そういう形への対応、お考えかどうかを聞きたかったんです。

○富永学校教育課長

今ほど言われた内容については、特に、今の時点で考えとしてはありませんでしたが、おっしゃることを含めた中で、別の会場等の準備ができるかというふうなことも含めた中で、また検討させていただいたと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかにご覧いませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時10分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時12分)

○富永学校教育課長

先ほどのご質問にお答えしました各指導者の人数に誤りがありましたので訂正をさせていただいたと思います。

各教室において、人数が一番多いところは指導者の先生6名いらっしゃいます。一番少ないところは3名の登録となっております。

○佐藤総務分科会長

ほかにご覧いませんか。

○中村委員

事業目的のところに、教員OBを中心としたと

なっておりますが、22人の指導員ということを含め、休憩中に言われましたが、教員経験者とそうでない方というのは、人数的にはわかるわけですか。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時13分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時14分)

○富永学校教育課長

教員OBとそれ以外の方の割合ですが、教員OBの方が17名で、OB以外の方が5名という形になっております。

○佐藤総務分科会長

ほかにご覧いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、三瓶学校給食センター運営事業について、理事者の説明を求めます。

○富永学校教育課長

それでは、三瓶学校給食センター運営事業について、ご説明をいたします。

決算書は293ページ、成果報告書は73ページからになります。

事業の内容といたしましては、この事業は、三瓶小学校、三瓶中学校に、安全・安心で栄養ある給食の提供を維持しつつ、地元産材を取り入れた郷土色豊かな給食の提供を行うものであります。三瓶小・中学校の児童・生徒及び教育関係職員に対しまして、栄養管理基準に基づいた献立を作成し、栄養バランスのとれた給食の提供に努めてきました。また、衛生管理を給食業務推進上の最重要事項とし、各検査、清掃、点検、清浄と消毒など、細心の注意を払って取り組んでおります。その結果、安全・安心な給食の提供を維持しております。また、献立の工夫や地元食材を取り入れた郷土色豊かな給食をつくることにより、食に対する知識の普及において生きた教材として活用を図っております。

今後とも改善すべき内容に優先順位を設けながら、計画的な予算措置を講じ、安心・安全な給食が提供できるよう整備を行っていきたいと考えております。また、関係機関との連携を図りながら、地元産食材の使用を推進していきたいと考えております。

説明は以上であります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

今のご報告とは多少ずれてくるので、暫時休憩をお願いしたいんですが、いいですか。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時16分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時24分)

ほかございませんか。

○中村委員

三瓶学校給食センター運営事業ということですが、これは宇和とか三瓶とかあるいは明浜とか、そういう生徒数が毎年減っておるわけですが、こういう傾向を捉えて、せいよ西学校給食センターへ一元的に取り扱うというような形になるのは、いつごろに想定されるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

○富永学校教育課長

今お尋ねの件でございますけども、三瓶学校給食センターも、施設の老朽化というふうなことも一つ考えていく中に含まれております。今言われましたように、将来的にはせいよ西学校給食センターで三瓶にも給食を配給するという形のものを検討しているわけではありますけども、今の時点で、いつからというところまではっきりとした見通しは立てておりませんのが現状でございます。

○佐藤総務分科会長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の学校教育課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時26分)

【生涯学習課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時28分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の生涯学習課所管分についてを議題といたします。

通告事業の社会教育複合施設整備事業について、理事者の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

当課所管分につきましては、全体といたしまして67ページのブックスタート事業及び、83ページから87ページとなっております。

主たる事業について抜粋してご説明申し上げます。まず先ほど、分科会長から社会教育複合施設整備事業のご指定がございましたので、こちらのご説明をさせていただきます。86ページにございます。

この事業は、旧宇和病院跡地利用検討委員会によります西予市の未来をつむぐ場所というコンセプトの答申を踏まえまして、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の市民が学び、集い、交流できる場として、図書館、コミュニティ施設、広場などの施設整備を行ったものです。

事業の内容欄にございますのは、建設に至る経緯でございます。平成27年12月に旧宇和病院跡地利用検討委員会から答申をいただいたことから始まりまして、平成28年11月には基本設計、造成工事、地質調査、施設整備検討委員会開催に関する補正予算をいただいております。そして昨年、本体工事、広場工事、備品購入を行い、また、駐車場工事につきましては、事業繰り越しをご承認いただき、全て完了となっております。実績欄には、完成しました施設、西予市図書交流館の概要を記載しております。こちらにつきましては、視察などでもご説明させていただき、既によくご存じの部分でございますので、割愛をさせていただきます。

ハード面の大きな特徴としましては、木材をほぼ市産材と県産材で賄い、耐震性にすぐれたCLTも活用しているということでございます。この木材使用というところにつきましては、市の木育推進の方針に呼応しまして、落成式において、主要なお客様と主催者にヒノキのかんなくずでできたコサージュをつけていただいたり、開館記念イ

ベントやその後の単独事業におきましても、市林業課などの協力を得まして、木のよさを伝える木育事業を導入し実施しているところがございます。

現在、非常勤館長1名、正職員2名、臨時職員・再任用職員4名で運営しておりますが、開館後の利用状況は、昨年までと比較しまして倍増をしているほか、これまでの施設と比べまして、施設本体のほか、駐車場や緑地などの外部施設も含めまして、何倍も大きな施設となっております。ですので、利用者へのサービスとか、施設管理面について適切な運営が継続して行えるように対応してまいりたいと思います。

今後、図書館部分の利用促進ももちろんでございますが、交流施設も大いに活用、利用促進を図りながら、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の方が集い交流する場として、本市の発展に寄与する施設となりますよう活用を図ることとしております。

以上、ご説明にいたします。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

図書館部分におきましては、別に何も言うことはないんですけども、広場等の連携ということで、災害時にもそこが避難場所となれるようなことをコンセプトとして動いているということを知りたいんですが、災害における広場の利用の仕方というのは設定されているんですか。

○竹内生涯学習課長

現在のところ、特に図書交流館として、災害時の利用の細かなマニュアルとか、計画というものは持ってございませんが、実際に利用する状況としましては、先ほども言われましたベンチをかまどとして利用できる部分、そして、外側から利用できる共用のトイレを備えておりますので、その辺をご近所の方に、これからはこういう施設であるということを周知いたしまして、ある程度、いざというときに、一時避難場所として使えるような利用の周知を計っていかなんといかなんと思っております。

○井関委員

特に、テントを図書館で準備したりとか、その

災害のときに広場のほうにテントを何張かばつと張れるとかそういうような対応はされてないんですか。

○竹内生涯学習課長

現在のところ対応はできておりません。いざそういうことがあった場合には、市の公民館に、大駐車場の向こうに倉庫がありますけれども、そこに貸し出し用のテント、あるいは普通のイベントに使用するパイプテントがございます。キャンプ用のテントもございますので、できる限りそういうところから運搬しまして、対応ができるかと思っております。

○中村委員

図書館も非常に素晴らしいものをつくっていただいたんですが、一緒に地域のコミュニティ施設として市民が交流できるような施設をつくっていただいておりますが、ご存じのように市内にはいろんな任意団体がたくさんありますが、特に趣味の会という、そういうものがあるわけですが、その方たちは、絵画とか書とか写真とか焼き物とかそれぞれ生きがいとして、創作活動に励んでおられるわけです。その方が生きがいとして発表する場を欲しがっておられるわけですが、そういうものを成果発表といいますか、そういうものを発表できるような場所としてコミュニティ施設が利用できるのかなど期待しておるところなんですが、そういう掲出する上で、使用料金がどのように設定されているのか。

あるいは文化祭であれば、体育館にパネルなんか持ってきてもらって、パネルに掲出するわけですが、そういうパネルが、そちらのコミュニティ施設にあるのかどうか。なければ幾らやりたい言うても、いきなり壁にくぎを打つわけにもいかんし、何かそういう掲出できるようなものが、常時どこかに置いてあるのかどうか、その2点お伺いします。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時36分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時37分)

○竹内生涯学習課長

使用料なんですけれども、全ての部分につきまして、1時間210円。空調利用の場合に3割増しで利用料をいただくようになっております。

また、展示の設備でございますけれども、展示

パネルを準備できるように構えております。

○中村委員

時間210円というのは、廊下の使用するのも210円要るといことですか。

○竹内生涯学習課長

今のところ、廊下のスペースは想定しておりません。そうなりますと、また事務局にご相談いただくようになろうかと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、人権のつどい事業について、理事者の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

次に、87ページの人権のつどい事業についてでございますが、この事業は、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向けて、市民一人ひとりが人権問題をさまざまな観点から考え、そして、人権意識を育み高めるための機会、研修の場として、人権の集いを実施したものです。具体的には、宇和・野村・城川会場の3カ所で開催しまして、人権に関する講演会やコンサートをメインに、人権作文、人権標語の発表や合唱のほか、展示や物品販売などを同時開催するミニフェスティバル形式での開催もしております。

実績についてでございますが、この事業も7月豪雨災害のあおりを受けておりまして、宇和会場は7月14日に予定しておりましたが、12月4日に規模を縮小し講演会を開催いたしました。野村会場も開催予定が、ちょうど7月7日でありまして、改めて、本年1月20日に開催をいたしました。また、城川会場は会場、講師の都合によりまして中止となりました。このため、開催数が2回、全体の参加者が140人と大幅に減少することとなりました。また、県人権教育協議会西予支部の各会場の分会と教育委員会の共催という形をとっておりますので、予算的には分会からの支出もいただきながら実施している現状でございます。

今後も、多くの市民が参加できるよう工夫もしながら継続して、市民に人権についての学びの場を提供していかなければならないと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

平成28年12月16日だったと思いますが、部落差別解消推進法が制定されて、あとの取り組みとして、本当の意味での部落差別ということテーマにした。要は、3つの会場があるやないですか、それぞれの課題をちょっと教えていただきたいのと、平成29年の実績と30年の実績で減ったことはよくわかりました。ですが、29年の実績の中で、宇和会場、野村会場、城川会場のそれぞれの人数と、小、中、大人の人数割を知りたいんですが。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時42分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時43分)

○竹内生涯学習課長

今お手元に、昨年度の会場別の実施内容をお送りさせていただきました。そして、これのご説明の前に、先ほど竹崎委員からいただきました、平成29、30年の実施内容と小・中学生等の内訳等につきましては、手持ちの資料ございませんので、また後ほど整理して、皆様にご提出をさせていただいたと思います。

そうしましたら、ただいまお配りしました内容につきまして簡単にご説明をさせていただいたと思います。ごらんになっておわかりのように、会場を3つに分けての表にしております。そして、一番上の項目で、当初予定と災害後の実績というふうにしております。当初予定とございますけれども、こちらの数字等は、実績の数字です。これは、なぜかといいますと7月に予定していたものも、災害が突発的なものだったことから、ある程度の準備をすでに済ましておりました。ですのでごらんになってわかりますように、チラシとか看板、郵券料とか、そういったものにつきましては、支出をせざるをえないということでしたので、実施はされてないけども支出された部分があるということでございます。そして右端の災害後の実績ということで行っております。宇和で言いますと、川口泰司さんの講演が中止となりまして、代わりにらくさぶろうさんの講演をいただいております。これが6分の1ぐらいの参加人数に

なっております。また、野村につきましては、うーみさんという引き語りの方なんですけども、人権コンサートを予定しておりましたけれども、これは、また、うーみさんの予定もつきましたので、40人に縮小しての人権コンサートが1月に再開をできたんですけれども、こちらもいろんな行事が重なったようでして、かなり人数が限られているという状況でございました。そして、城川につきましては、講師側、学校側とのいろんな日程調整ができませんでしたものですから、分会のご判断で取りやめとなっております、予算につきましては3月に補正して減額をさしていただいているところでございます。そして、この宇和会場ですと、川口さんのご講演につきましては、ことしの事業としまして、またお呼びしまして、大盛会ということで貴重なお話をいただいたところでございます。

○竹崎委員

この講演自体とか、こういった集いは否定するものではありません。すばらしく大事なことで、ぜひこれからも続けてほしい。ただ実際に、私たちが担当していたこともあって、部落差別解消推進ということについては、具体的に同和問題とは何かということを中心にきちんと話し合う場があるかっていったらほとんどないんです。キャッチボールができないから。なのでそのあたりを、私はもうやめていますけど、要は、三瓶地区においては、分館別に小グループになっても、必ずその問題、焦点をもとに明らかにして話し合おうという地道な取り組みではありますけども、それを昭和50年代からずっと継続しています。だから、そういう意味を込めた、本当にせつかく法ができたにもかかわらず、その後キャッチボールができてないままだったとしたら、これひょっとして学校におんぶにだっこだけにならへんですか。社会教育の分野としての部落差別解消ということについて具体的な取り組みがどのようになされているかをお聞きしたかったんです。

○竹内生涯学習課長

法律の施行後の取り組み、今般の9月議会にもご質問をいただいたことではございますが、まず施行された法律の周知がまだまだ浸透していないということは実感しております。この人権のつどいの結果では、7割程度の方は知っているということをお答えいただいたわけなんですけども、ただ、

このような場に出席されている方のあくまでも数字ですので、一般の方がどれぐらい、ほかのこういう部分に積極的に出られない方の認知の状況がどのようなもんかっていうのを図る必要もあると思います。

ただ、今回の講演も法施行を踏まえた内容を先生にいただきました。法律の内容すごくすばらしいものですので、こちらをまずは周知するということが、大きな重点的な課題だと思っております。それとこの集いの内容、もちろん議論を深めていく、知識を深めていくっていうやりとりのある学びの場として、相互で学び合う場としての研究大会とか、研究事業、そういったものの実施も必要性は宇和地区においても十分考えないけんというふうな自覚は持っておりますので、こういう集いというお話を聞くということと、それからまた別に勉強会のような研究、県とかでもよくやられております同和教育研究会というようなもの、分科会を持ったり、パネルディスカッションがあったりというようなことで、グループワークもあったりしても構わんと思うんですけど、またそう言ったものを市長も一本化という答弁もしたところですので、そういうことを基に、体制の強化が図られるのであれば、どんどん取り組んでいきたいと思っております。

○二宮委員

先ほど、竹崎委員も言われたように、この事業自体については、本当にずっと継続すべき大切な事業だと思っておりますし、大分前の総務委員会のときにも私、この内容について、疑問を呈したことがあったんですけども、もうちょっと考えたらどうですかと、マンネリになっていませんかということでしたんですけども、まずこの事業を毎年するに当たって、どこがどういうふうにご内容を決めているのかというのが第1点ですね。毎年それは講演者とかいろいろ多少は変わってまいりますけども、ほぼもうずっと僕は知っている限り、PTAしている時代から、それほど変わった内容ではないと思います。

今参加者の7割が知ってるよというふうにご課長言われましたけども、実質はほとんど各種団体への動員依頼で来ていますよね。そういうところをやっぱり見直しすべきじゃないかなと思うわけですよ。それも必要ですけども。今西予市には、市民劇団もんたかなとかという劇団があるわけで

すよね。例えばそういうところに市民参加で、そういう人権の劇をしてもらおうとかという新しい発想というのはないのかなど。ここ最近の特にもんたかなができてからは、そういうふうと思うんですけども。そこの最初のどこがどういうふう、この事業の内容を会場別のやつは決めているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○竹内生涯学習課長

この内容の決定なんですけれども、これは、それぞれの地域の分会、県の人権教育協議会の西予支部が全体ありますが、その分会と相談して決めております。

○二宮委員

私が思うのは、その相談というのが、ひょっとしたら、例年こうやからこうですよみたいな流れになっていないかということなんですよね。本当にその分会の方が自主的に、去年こうやったからこうしようという発展的な意見があるのかなのかということをお伺いしたいなと思うんですけど。

○竹内生涯学習課長

素案として提示するのは、確かに事務局側から、市側から提案をさしていただいている状況です。今ほどのご意見も踏まえて、改めて、ある程度ゼロ段階から、どんな方法がいいかっていうのを伺いしながら進めていくような方法がとれないかということで、次年度以降、考慮させていただきます。

○佐藤総務分科会長

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」生涯学習課所管分において、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時54分)

【スポーツ・文化課】

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時09分)

それでは、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」スポーツ・文化課の所管について、議題といたします。

まず歳入について、理事者の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算につきまして、スポーツ・文化課所管分で1件収入未済がございますので、説明申し上げます。決算書は72ページをお開き願います。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、10節教育費雑入、埋蔵文化財発掘調査委託料(過年度分)で965万1609円の未済となっております。未済の理由と現在に至る経緯について説明申し上げます。

平成18年度に株式会社エリアは西予市宇和町山田地区において、農産物加工場の建設を計画しました。宇和町山田地区の建設予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接していたことから、試掘調査を実施しましたところ、弥生土器等が出土したことにより、平成18年、19年度の2カ年にわたって、埋蔵文化財発掘調査委託契約を西予市と締結し発掘調査を実施いたしました。

平成18年度分の委託料1425万7205円につきましては、出納閉鎖内に納入いただきましたが、平成19年度分の委託料930万9374円につきましては、再三にわたる協議及び催告通知にもかかわらず支払われないことから、本業務委託契約に係る債務につきまして、株式会社エリアの渡辺社長個人を連帯保証人とする旨の確約書を提出させ支払いを促し、平成21年6月1日には、未払い分の委託料のうち20万9374円のみ納入されました。

しかしその後、残りの910万円につきましては納入されないため、平成21年8月に未納となっている委託料残金910万円と遅延損害金55万1609円を合わせました、計965万1609円につきまして、支払いを求めるための調停を申し立てました。しかしその後、債務不履行で入金はされておりません。その間毎年、現在の渡辺氏の松山市の住所に支払いの督促及び連絡をいただくように通知を行ったり、松山市の住所に訪問するなどを行ってまいりましたが、債務不履行で現在に至っております。

以上、未済の理由と現在に至る経緯でございます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

今のご説明ですけれども、以前の記憶で私もはっきりしてないんですけれども、調停という話がありましたけれども、当時なんか裁判にという話があったような記憶があるんですけれども、裁判まではいってないということですか。

○谷口スポーツ・文化課長

記録によりますと調停を申し立てて不履行で顧問弁護士とも相談とかはしておりますが、裁判にまでは至っておりません。

○二宮委員

一般質問が委員会かわからんのですけれども、そういう答弁もしてなかったですかね、裁判しますとかいうのが。

○谷口スポーツ・文化課長

記録によりますと平成23年9月の定例議会で一般質問があり、今後の対応については、弁護士を通じて、強制執行の手続きときとか、検討を図りたいという旨はしておりますが、裁判をしているとかいう記録はございません。

○二宮委員

強制執行もしてないということですよ。もし理由があれば教えていただきたいと思います。

○谷口スポーツ・文化課長

当時の顧問弁護士との記録によりますと、債務不履行により強制執行しても、非常に回収の見込みは低いと考えられるということと、今後、そのあたりをまた顧問弁護士と検討していかないといけないと思うんですが、所有財産の確認とか、債務名義の内容とか条件変更の検討なども含めて、今後そういう専門家、顧問弁護士も含めて相談して、市としてどういう対応をするかということを検討しなければいけない時期に来ておると認識しております。

○二宮委員

今回こういうふうに入収入未済額というふうに出たということは、今後請求しないんじゃないかと、今の時点のということで理解していいんですかね。

○谷口スポーツ・文化課長

今後も督促と、やはり連絡をとりたいので、そ

の通知は送り続けます。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、朝霧湖マラソン大会支援事業について、理事者の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、当課所管分につきまして、主要な施策の成果報告書88ページから92ページとなっております。その内、成果報告書88ページをお開き願います。

朝霧湖マラソン大会支援事業でございます。事業の内容でございますが、毎年5月3日の祝日に乙亥の里を会場にハーフマラソンと10キロメートルロードレースを実施しております。定員は3,000名で、西予市ホームページや大会公式のフェイスブックで大会の魅力を発信し、全国各地からランナーが参加していただいております。当日の大会スタッフは、実行委員会のほか、地元住民や中・高校生などボランティアを呼びかけ、運営に当たっております。

事業の評価でございますが、朝霧湖マラソン大会は、当地ならではの美しい景色が楽しめ、全国から参加したランナーと西予市民との触れ合いもあり、ランナーから好評価をいただいております。5年連続で全国ランニング大会100選に選定されております。当マラソン大会の魅力は、実行委員会やボランティアを初めとする地区の方々のおもてなしの心によるものが大きいと考えますので、今後ともご協力を得ながら大会運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

事業費が平成29年、30年と全く同じ144万6000円ということで動いているわけなんですけれども、恐らくずっと変わってないのかなと思うんですが、この補助要綱によるということになってますが、実際に動かすお金は相当の金額が事業としては動いているわけなんですけれども、この

144万6000円っていうのは大体何に使われているんですかね。

○谷口スポーツ・文化課長

実際の事業費は1454万円、そのうちの144万6000円をこの補助金に充てておりますが、決算上、役務費がこの金額となっておりますので、全体の中の役務費に対して、この補助金が使われているということになります。

○井関委員

この事業、野村町としては非常に誇れる大会になっているなというふうに感じておりますので、今後ともぜひ支援してほしいなとは思っておりますんですけども、ふるさと納税のところでも話をしたんですけども、ここへ参加する利用権等々を商品として扱えないかなということで、ふるさと納税の返礼品としてということで言ったときに、去年実際にそれで1人参加してもらったということは聞いたわけなんですけど、そういうことも含めて、今後、この大会に対するいろいろなアピールの仕方というものをまた考えていただいて、この事業費、去年は人数を縮小して行ったわけですけども、今後、人数が増えていけるような方向で、今後考えていきたいと思っておりますので、またそのアピールの方法とか、そういう返礼品としての朝霧湖マラソンの位置とかいうのを考えていただいたらなと思っております。

○谷口スポーツ・文化課長

また実行委員会のメンバーとも協議いたしまして、検討させていただきたいと思っております。ただ来年度は、まだ災害の関係で、多目的グラウンドが、駐車場に使っているのがあるので、2,020人ぐらいの定員でないと、まだ3,000人はちょっと苦しいかなっていうところは協議の中で上がってきているところでございます。次のまたその次の年からはまた3,000名程度には戻せると思うんですが。

○井関委員

確かに運動公園は仮設がまだ残っておりますのでなかなかなんですけども、ダムが今回片づけが済んだみたいで、ダムの駐車場があいたので、でき得る限り受け込みの人数を増やしていくような方向でお願いしたらと思っております。

○谷口スポーツ・文化課長

担当の野村教育課長から。

○岡上野村教育課長

先般第1回の実行委員会が開催をされて、今課長が言いましたように、来年2020年ということもありますんで、2,020人ということでやりたいということで計画をされていることで聞いておりますんで、今回はそれをお願いしたいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、文化的景観保護推進事業について、理事者の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは90ページの下段をごらんください。

文化的景観保護推進事業でございます。事業の内容としましては、明浜町狩浜地区の文化的景観の価値を正しく評価し、地域で守り次世代へ継承していくために、平成27年度から着手した事業であり、平成27年度から29年度にかけては、主に現地保存調査の実施、取りまとめを行い、景観の価値を明らかにし、平成30年度につきましては、重要な構成要素の同意をとり、選定申し出を行うとともに、保存計画を策定し、計画書を発行する内容でございます。

事業の評価としましては、平成30年度は重要な構成要素の同意をとり、選定申し出を行い、平成31年2月に文化庁から国重要文化的景観として選定されるに至りました。また、保存計画を策定し、計画書を発行し、関係機関や狩浜地区各戸へ配布し、文化的景観保護審議会を設置することができました。

今後につきましては、保存修理計画や狩浜を訪れるお客さんに狩浜をどう見てもらうのか、サインをどう整備するかなどを地元とも協議し、その意見をもとに、今年度中に整備計画を策定し、その整備計画をもとに、令和2年度からは、具体的に整備活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

私もこれ楽しみにはしとるんですけれども、この今言われました説明の令和2年度から11年度、今後の計画書の発行ともろもろの事業ですけど、最後の視点場の整備、私が行っていい写真撮ろうかなと思ってもなかなかいいポイントまでようたどり着かないというのが現状なんですけども。今後、市外からの観光客とかもあろうかと思うんですけれども、これはそこへ行くまでの道路の整備とかいうのも、認定によってできるようになるというふうに考えていいんでしょうかね。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時26分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時26分)

○谷口スポーツ・文化課長

道路の整備の部分は含まれませんが、視点場に行くサインとか、ガードレール部分を景観にふさわしいものにするとか、またそのガイドの養成とか、そのあたりの部分の整備になります。道路の部分は今のところは含まれておりません。

○二宮委員

文化庁から、例えば、今後の補助は、今後の計画を出してから金額が決まるという認識でよろしいんですかね。

○谷口スポーツ・文化課長

この国庫支出金補助金の部分は、現在選定しております重要な構成要素の部分とそれ以外の構成要素のところ補助金内容が変わってくるんですが、この国の補助金の部分は重要な構成要素の修理に対して補助されます。その分に対しては、市が5分の4を補助して、その市が補助をした分の2分の1を国が補助金を出すということになっております。

○宇都宮委員

私の地元でございますので、二宮委員から本当にいいご意見いただいて感謝しておるわけなんですけど、本当にこういう事業やっていただいてとてもうれしく思っておりますし、また、地元でも本当に上手く組織が回るように、今なるべく人選してやっておるんですが、それから先ほど言った、例えば神社、もうやりかえる計画になって、大体200戸ぐらいのところ4000万円ぐらい集めようと今しています。それを集めて、あとプラス補助金をいただいて、多分6000万から7000万円神社だけで修理がかかるということで、これ本当に地元が

まとまってやらないとできない事業、それからジオパーク、移住定住、これ何もかにもひっくるめて一緒に進めてもらって、結果を出したいと私も思いますし、これだけの金かけて市で取り組んでもらうんで、それなりに地元ももつともつと意識高くしていけないと思います。

それからさっき二宮委員に言われた道路の整備も、例えば、塩風呂にしてもそうなんですけど、よそから来て、あの一本道は来る気がしないと言って俵津まで来て引き返す人が結構おるんですよ。食事するところがない。ここら辺も何もかもまとめて、できるだけ本当にご理解いただいて、少しずつでも進めていっていただきたいと思います。お願いですがよろしく願います。

○谷口スポーツ・文化課長

どうもご意見ありがとうございます。本当おっしゃるように地元との協議、地元の理解が一番の事業だと思いますし、この重要文化的景観事業、県内では3番目に選定された狩浜地区ですので、ぜひその名に恥じないように、この事業を展開していきたいと思っておりますし、ぜひまたご指導お願いいたします。

○佐藤総務分科会長

ほかにごございませんか。

○中村委員

説明の中に、根拠法令として、文化財保護法と並んで景観法というのが書かれておりますけれども、景観法に基づいて、また何か、今後新たな指定を計画されておるわけですか。地区の指定とかね。また、別途そういうことをされておるわけですか。ここに根拠法令として景観法ということで書いてありますけど。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時31分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時34分)

○谷口スポーツ・文化課長

今のご質問につきまして、高木係長からお答え申し上げます。

○高木スポーツ・文化課係長

景観法に基づく地域の指定等、今後あるのかというご質問でございますけれども、文化的景観におきましては、景観法に基づく景観計画区域というのがございまして、そこに設定されている地域について、文化的景観にできるというふうなこと

になっておりまして、そのことで景観法を根拠法令として載せさせていただいております。

なお、景観法に基づく地域の指定等につきましては、スポーツ・文化課は所管外でございますので、お答えしかねるといって把握してないということでございます。

○佐藤総務分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時35分)

○佐藤総務分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時36分)

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結いたします。

次に、通告事業、全国かまぼこ板の絵展覧会事業とギャラリーしろかわ管理運営事業は関連性がありますので、同時に説明をしていただきたいと思います。

理事者の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは90ページの上段、全国かまぼこ板の絵展覧会事業についてご説明申し上げます。

事業の内容でございますが、「絵は、いつでも誰でも何にでも書ける」を原点に、かまぼこ板に書いた絵の公募展を実施するもので、平成7年から毎年実施しております。毎年2月1日から4月20日にかけて全国に作品を公募し、4月から5月にかけて応募作品の受付業務を行い、5月末に審査会を開催し、6月中旬に入所者の発表をしております。6月から7月にかけて、展示準備と案内チラシを発送し、7月中旬から12月初めまで展覧会を開催するものでございます。

事業の評価としましては、平成30年度実績では、来館者数は6,117人と前年に比べ減少しております。通常千人を超える7月の入館者数が150人余りだったということで、7月豪雨災害の影響が大きいとは考えますが、近年の傾向としましても、入館者の伸び悩みの状況ではございます。応募作品数につきましては9,015点と前年度に比べ微増しております。

今後はさらに新規の応募を開拓するため、募集方法やPRなどの工夫を検討し、展示の工夫などもあわせて行っていきたいと考えております。

続きまして、92ページお聞き願います。

上段のギャラリーしろかわ管理運営事業につい

て説明申し上げます。

まずここで数字の訂正、お詫びがございます。成果報告書の施設利用者数の平成29年度実績が8,028人、平成30年度実績が7,731人と記載しておりますが、正しくは、平成29年度実績が8,503人、平成30年度実績が8,148人でございます。平成29年度を8,503人、30年度を8,148人に訂正願います。申しわけございません。

事業の内容としましては、西予市立美術館ギャラリーしろかわでの年間を通しての常設展示を初め、館蔵品展、企画展などの運営費に係る費用と、施設の管理運営に係る全般的な経常経費、嘱託職員等の人件費でございます。

事業の評価としましては、平成30年度の入館者実績は8,148人でございます。企画展としましては、かまぼこ板の絵審査員の夏井いつき先生による「俳句とかまぼこ板の絵」展や宇和美術協会会長稲垣章氏の絵画展「ふるさとを描く西予子ども美術展」、そして、年度末には、かまぼこ板の審査委員長車だん吉氏による企画展を開催し、市内外からご来館いただきました。

今後も、小さな町の地域芸術、文化交流及び美術教育の拠点としての役割を果たせるように、ギャラリーしろかわならではのさまざまな企画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤総務分科会長

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

両方にかけての質問になると思うんですけど、かまぼこ板展の来館者数ということで7,000人と6,000人と書いてあるということは、先ほど訂正がありました残りのところには1,000人足らずしか来ないというふうに考えていいんですか。

○谷口スポーツ・文化課長

そのとおりでございます。

7月20日から12月第1日曜日までが、かまぼこ板展覧会で、それ以外のところで、常設展とか企画展を開催しております。

○井関委員

そしたらかまぼこ板展の事業費なんですけど、毎年1600万円近くかかっておるわけなんですけど、これはかまぼこ板展におけるどういう経費になるわ

けなんでしょうか。

○谷口スポーツ・文化課長

展覧会の展示業務委託料とか、審査員の表彰式とか審査会のときに来る旅費、報償費、展覧会の案内チラシの印刷料とかが、展覧会事業に入っております。

○井関委員

単純な質問なんですけれども、この経費をかけて来館者数が7,000人、6,000人ということなんですけど、その入場料との比較ではどういうふうな感じになってますか。

○谷口スポーツ・文化課長

平成30年度の入館売上高が142万6660円となっておりますので、この事業費に対しては、低い金額にはなってはおります。ただ、売上高としては低いんですが、かまぼこ板の絵という西予市独自の文化を、この特徴ある文化を西予市から発信して、今後もこの文化の継承を図っていききたいとは考えております。

○井関委員

入館者の入場料で賄えるとは全然思っていなかったんで、ちょっと思ったよりも少ないなという感じはしましたが、それはそれで構わないんですけども、これ全体的に考えたときに、ギャラリーしろかわの管理運営費と両方合わせるとかなりの金額になりますので、夏井いつき先生なんか今、テレビにどんどん出られている状態で、そういう有名人を使うと言うたらおかしいんですけど、そういう企画展のときにはもっと宣伝すれば、もっと大勢の方が来られるんじゃないかなという気がするんですけど、そういう企画展のPRの仕方というのをもう少し考えられないかなという気がするんですけどその辺はどうですかね。

○谷口スポーツ・文化課長

おっしゃるように、非常にPR、ギャラリーしろかわ独自のフェイスブックで割と頻繁にしたり、ホームページもギャラリーしろかわ独自のページを設けて発信はしているんですけど、交通の便とかも悪いところもあるんですけど、まだまだ検討の余地はあると思いますし、審査委員の先生方自身が、いろんな先生方の作品展なんかのところ、ギャラリーのことを宣伝していただいたりとか、そういうところでご協力もいただいておりますので、そういうのも活用させていただきながら、PRをもうちょっと頑張って今後展開してい

きたいと考えております。

○中村委員

宇和の社会教育複合施設というのが、先般、図書館と一緒にできておるわけですがけれども、あの中にコミュニティ施設にガラスケースで、いろいろ城川町時代に収集された絵を中心として掲出されておるわけですがけれども、ギャラリーしろかわに収蔵されておる作品が、どういう値打ちのあるものがあるというようなことは聞いてはおりますけれども、どんなものがどれぐらいあるのかなあと。これざっぱな話ですけども、あるということは薄々聞いておるんですけど、その辺、概要というか、ギャラリーしろかわにそんなにいいものがたくさんあるのかなという気もしますので、できれば概要紹介してもらったらと思うんですが。

○谷口スポーツ・文化課長

ギャラリーしろかわの美術品の館蔵品数が約600点余りございます。その中で、いわゆる著名なものとかが、日本画とか洋画がございます。また、特に著名なものとかでしたら、横山大観の日本画絵画とか、片岡球子の日本画とかございますし、洋画のノーマン・ロックウェルという非常に人気がある方の作品とか、美術愛好家にとっては、アツというような作品は何点かございますが、ただこれらのものは、湿度とか温度とかそういうのが管理された状態で、きちっと守られて展示をするものだと思いますので、なかなかまなびあんのほうまで運んでとか、そういうのはやっぱりちょっとその都度保険とかもかけないといけなくなるので、ギャラリーからの持ち出しは難しいかと思うんですが、ほかにもたくさん、先ほど申しましたように600点余りありますので、市民の皆さんが絵画を見て喜んでいただけるような絵画でございますので、また、まなびあんとも検討して絵画の入れかえとか、今後行っていききたいと考えております。

○中村委員

あれは5点か6点ぐらいしか掲出されてなかったように思うんですが、どういう計画で、年間ローテーションしていかれるんですかね。掲出の頻度といいますか、そういうものの。

○谷口スポーツ・文化課長

まだはっきりはしてないんですけども、ただギャラリーも、展覧会以外ときは企画展、常設展で館蔵展を常時しておりますので、そのときに季

節に合わせた、1月とかやったらお正月とかそういうようなのに合わせているので、ギャラリーの館蔵品展で用いるものは外には出せないの、そのあたりと協議しながら、これ以上ずっと展示すると絵画もちょっと休ませてあげないといけないので、そのあたりで今後もっと詰めて、展示の入れかえとかは、生涯学習課と検討したいと考えております。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

○二宮委員

本当に貴重な西予市の財産と言うべき施設だと思いますし、かまぼこ板の絵については本当に歴史もあるんですけれども、僕はいつも行って思うのは、地味やなというたら変ですけども、その会館の場所自体があんまりよく来た人が、せっかくあそこ通ってきた人がわかるのかなあというのが私の中でイメージとしてあって、もうちょっとわかりやすい、この施設にこうありますよとか、横に民俗資料館もあったりするんで、今回ジオの拠点ができるし、その面的に取り組む言うてさっきも言われよったんですけども、そういう中でもう一度そういう表示の仕方というか、アピールを考えてもらったらいいのかなあというのが一つと。

これは要望ですけども、私はいつも思うのは大一ガスの日本一短い手紙とのコラボのコマーシャル、あれ見てから本当にいつもいいなと思うんですけども、そういうのが何かもうちょっと外にアピールできたら、もっともっといいんじゃないかなあというふうに思います。希望ですけど。

○谷口スポーツ・文化課長

今度、ジオミュージアムもできますので、そういう面としてのアピールというか、どうしても森の中の美術館で、木もモリモリっとして、よそから来られた方がこれより上に美術館があるのかってその隣の老人施設と間違われる方もいらっしゃるのもあるので、表示なんかは、また今後、検討させていただきたいと思います。

第一ガスのコマーシャル、非常にそれ見て、ギャラリーに来たって言われる方もありますし、また今後のギャラリーの課題なんですけど、かまぼこ板なので、そのかまぼこの業者とかとのもうちょっと連携なんかも今後課題だと受けとめております。発信とそういうところの連携とかPRとか、まだまだ課題はたくさんございますので、今

後検討しながら進めていきたいと思っております。

○宇都宮委員

私も同じようなことなんですが、さっきと一緒に、ほかの事業と一緒にあわせてやれる考え、それから、今課長も言われましたが、スポンサー的、西予市の中はかなりあります。例えばちぬやさんだったり、城川のおばさんたちの食べ物つくったりするのもあるし、トマトもあるし、市内のものいろいろ、チラシで片側全部宣伝も入れて、そのかわりスポンサーになってもらって、一口10万円とか、なんぼでもかんまんでやって、地域で、全体で協力してもらいながら、お金出してもらったらいやでも協力するんで、そういうふうにしてもらって、特に城川中心に、城川の例えば、トマトつくる人、キュウリつくる人らが、そしたらその前でテント張ってキュウリ売ろうか、トマト売ろうかそういうぐらいな生きがい、やりがい持って、例えば、夏休みだったら子どもらが来る時期にトマト冷やしとってやるとか、ちょっとした工夫で意識変わる思うんで、そしたらそこで弁当持って売ろうとか、そういうふうにはやっぱり地域の人も巻き込んでこういう事業やったら、もっと上手いと思うんですが、せっかくいい施設なんでお願ひします。

○谷口スポーツ・文化課長

やはりちょっと交通の便が悪い所であって、市外からせっかく来ていただいたときにそういうギャラリーだけじゃなくて、ほかの楽しみも味わっていただくためにも、そういう今ほど言われたような地域ともっと連携したかまぼこ板の絵展覧会事業を目指したいと思います。

○佐藤総務分科会長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤総務分科会長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」スポーツ・文化課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤総務分科会長

挙手全員であります。よって、当分科会として

は原案どおり認定することに決しました。

本分科会における決算認定についての審査は全て終了いたしました。

閉会を告げる。

閉会：午後4時55分

署名

西予市決算審査特別委員会総務分科会長